

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ） （ 23. 2 定 ）			
日 時	平成 23 年 7 月 11 日（月）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 02 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、千葉・吹田・川畑・酒井・山口・ 中島・佐々木(茂)各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局経営管理各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中村委員が吹田委員に、松田委員が千葉委員に、鈴木委員が酒井委員に、林下委員が山口委員に、新谷委員が川畑委員に、それぞれ交代をしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

◎廃棄物処分場費について

初めに、今回示されました補正予算説明書から、廃棄物処分場費について伺いたいと思います。

この中で廃棄物最終処分場埋立計画策定経費、一般会計、特別会計で合計290万円が計上されており、「現処分場埋立残余量把握及び新埋立計画策定」という記載があるのですが、この内容と経費の内訳などについてもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○（生活環境）竹内主幹

最終処分場の埋立計画策定業務についてでございますが、現在の最終処分場の埋立期間は、計画上、平成27年までとなっておりますが、ごみの減量化や埋立地の沈下などにより延伸するものと推測されます。今回、現地の測量を行い、残余量を把握するとともに、今後の埋立可能な期間を推定するものであります。

内容につきましては、ただいまの現況調査による残余量調査と、それを基にこれからの埋立計画を策定していくものであります。

○千葉委員

そうしますと、残余量把握と新埋立計画策定の経費が、それぞれ幾らというふうには定まっていないのでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

経費の内訳でございますが、現況測量につきましては約140万円、埋立計画につきましては同じく約140万円となっております。

○千葉委員

以前の計画策定に当たっては、コンサルティング会社などに委託をしたというお話を伺っているのですが、今回も同様に委託されるのか、入札などの関係がどのようになっているのかについても教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

委託につきましては、前回と同様に小樽市の指名業者から資格を得た業者を指名しまして、入札するということになっております。

○千葉委員

実施計画では、平成16年度と比較した残余量を基に推定量が示されており、これによって現処分場の延命も考えられるということで、先ほどお話がございました。今回、残余量を実際に把握されるということですが、残余量の計測にかかる日数ですとか、その方法、またその測量を完了する時期については、いつごろを目途に考えら

れているのか教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

測量等の日数については、実質的にはもっと少ないのですが、準備等を含めて3か月。それから、その3か月に重複する形で、今後の埋立計画ということになるかと思います。めどとしましては、11月末から12月初めぐらいまでの工期で対応したいというふうに考えています。

○千葉委員

実際にどのようにはかるのか、説明をいただけますか。

○（生活環境）竹内主幹

どのようにはかるのかといいますと、現地のエリアを決めまして、その部分を縦断測量あるいは横断測量ということで、まず実際の現況の高さを図面に落とします。それに今度は最終的な仕上げの形のラインをやりまして、そのすき間の部分の容積を算出することになります。

○千葉委員

確かにごみの減量化が進んで、現処分場の埋立期間は、平成12年から26年の15年間で1年延びて、町会との新協定を結んだというふうに伺いました。今後の考え方については、今回の測量が行われて、さらに延びる可能性もあることから、実際に町会の方々とは協定書の策定の作り直しもあると思いますが、そういうことは今後どういうふうに考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）竹内主幹

今までの経緯をもう一回整理しますけれども、平成16年に調査を行いました。このときの調査は1期計画の中間の年であることと、2期計画を策定するための資料の調査でございました。その結果、1期計画の部分での期間が1年延びました。それに2期計画の6年を加え、平成27年ということになったものでございます。

その後、さらに現地で沈下が進んだり、あるいは搬入量が予想より少なかったりということで、延びるであろうことはおおむね想像がついております。そういった中で、実際に現時点で、何立方メートルの残余量があるのか、あるいは直近の搬入量を考慮した場合に、何年入れられるのかということと、まず1回はかろうということで、それを出すことによって、協定の年数が平成27年となっていますが、その後、地元と協定の変更をして、了解を得ていきたいというふうに考えています。

また、最終処分場というのは常に切れ目なく存在していなければなりませんので、現在の埋立地の満了になる期間を推定し、その結果を受けて、今の埋立地の最後の予想がついた段階で、それからバックして、次の処分場については何年から始めなければならないだということも踏まえて考えていきたいということでございます。そのためには、地元とそのことも踏まえてお話をさせていただき、協定書に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○千葉委員

今後とも考えていくということでもいいのかと思うのですが、その際には、各町会の方といろいろな協議をされるということですが、協定期間が延びることに対する地域住民の方々の考え方だとか、感情とまでいかないでしょうけれども、どういう御意見があるのかについても教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

延命という部分については、まだ具体的には地元におろしておりませんので、それについて具体的な御意見というのはまだいただいておりません。

○千葉委員

前回、1年間延びた新協定をつくったというお話を伺ったのですが、その際にはどういう御意見が出ていたかということについて教えていただけますか。

○（生活環境）竹内主幹

そのときは1年延びるということで、既にできている1期計画の部分の埋立期間があり、あいているのにやめることにもなりませんので、何とか1年延長して入れさせてほしいということで、地元をお願いして了解を得たと聞いています。そのかわり2期計画については6年ということなので、それをプラスして平成27年とにしたというふうに聞いています。

○千葉委員

今、おおむね了解の下で延命したということで、わかりました。

次にもう一つ、廃棄物最終処分場の用地地質調査経費260万円が計上されているのですが、この経費についての内訳等について伺いたいと思います。

○（生活環境）竹内主幹

ただいまの質問は、前の質問と少しつながりがあるのですがけれども、最終処分場の予定地はまだ確定しておりません。ただ、過去の経緯から、現状で最も可能性の高い候補地は、現在の処分場の上流側にある隣接地でございますので、この部分についても地質調査を行います。これは最終処分場として適地であるかどうかを確認するための地質調査を行うものでございます。これにつきましては地質調査、ボーリングですけれども、これが260万円になると思います。

○千葉委員

次期の埋立地の候補地があるということで、ボーリング地質調査の経費が主だということなのですが、予定候補地というのが、今のところはその1か所のみということで計画が進んだということでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

これにつきましては、腹案的なものは何か所かございますけれども、現実性として圧倒的に今回の土地が有利だろうというふうに考えてございます。

それで、先ほどの答弁では言葉足らずだったかもしれませんが、地質的に最終処分場として適地であるかどうかという内容については、例えば掘ったすぐのところには岩盤があるとなりますと、なかなか埋立地として掘削しづらく、費用がかかります。あるいは地下水位が高いということになりますと、埋立地ですから、二重シートを敷き詰めて進めさせていきますけれども、そうすると浮力が働いてしまって危険だということで、対処の方法なども研究して押さえておかなければなりません。今言ったように、地下水も極端に多いとか、あるいは岩盤も物すごくかたいということになりますと、候補地として適地でないという可能性もございますので、そういった意味で地質的に最終処分場として適地であるかどうかということを、まず概略を確認するというところでございます。

○千葉委員

今の地質調査でふさわしくないとした場合、さらに新しい次期埋立地の選定には時間がかかるのではないかと思うのですが、新しい処分場を決定する時期について、いつまでには考えていきたいというめどはあるのでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

これについては、市が最終決定しなければならないということになるかと思いますが、今回の地質調査というのも、一応、年内ぐらいにはめどをつけたいと思っています。その後、地元でいきなり総会というわけにもいきませんので、役員の方々と話して、最終的には地元の方々の了解を得ていきたいということになりますので、来年じゅうには次の処分場の道筋を決めていきたいと、生活環境部の段階では、そのように考えております。ただ、最終的には、多額の経費等もかかりますので、市全体の中で考えていきたいというふうに思っております。

○千葉委員

そうしますと、今回の予定候補地と言われる場所に、何かしら問題がなければ、来年をめどに協議を進めていく

ということよろしいですか。わかりました。

今までに何度か高橋委員からも質問をしているのですが、地元との協議については本当に慎重に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎市営墓地について

次に、一般質問をさせていただいた市営墓地について、何点か伺いたいと思います。

市営墓地については、空き区画数と待機者数についての数字をお示しいただきました。空き区画数が増えていて、待機者も減少傾向にはありますが、平成22年度は空き区画数225で、待機者数58名という御答弁いただいていますので、それぞれの墓地名と、区画数について主なものの数字を教えてくださいたいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

平成22年度における主な墓地の空き区画、そして待機者数についてであります。初めに中央墓地につきましては、空き区画76に対しまして待機者数11名、長橋墓地につきましては51に対し8名、桜墓地につきましてはゼロに対しまして13名です。そのほかの墓地の計数については、今のところとらえておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○千葉委員

空き区画数はあるのですが、結構偏りがあるという感じがありますけれども、待機者の多いところの理由というのは、どのように把握されていますか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

小樽の14か所の墓地につきましては、山に切り開く形で設置されているということで、大変条件が悪いところがあります。山の上へ上へと整理したという中で、やはりあいているところは山のでっぺんになります。そういった中で、希望者の希望する場所と合致しないというのが一番の要因となっております。

○千葉委員

先ほど桜墓地の空き区画数がゼロで待機者13という御答弁でしたが、13名の方というのはやはり地域の方が多いのでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

桜墓地につきましては全区画で339か所ございます。空き区画はゼロということで、今、全部埋まっている状況であります。13名の方につきましては、望洋台、桜方面の方が一番近くにある隣接する墓地を希望するというので、待機者数が出ている状況でございます。

○千葉委員

私は今回、何か所か墓地を見させていただき、質問の中にも加えさせていただいたのですが、何年もの間お参りされていない箇所もありまして、ちょっとどうなのかという感があります。一応、小樽市墓地及び火葬場条例第14条に、墓地の承継者がなくなった日から3年を経過したときや、墓地の使用者及びその家族が住所不明等になった日から放置のまま20年を経過したときに、その使用権が消滅とするという規定があります。この規定に基づき措置した例はないということですが、実際には条例に規定されているような箇所がたぶんあるのではないかと推測されるのですが、この実施について何か難しい問題点があるのかどうか教えてくださいたいです。

○(生活環境) 戸籍住民課長

使用権の消滅につきましては、委員のおっしゃるように、なかなかこの実態を把握するのは難しい状況にあります。条例に基づいて使用権を消滅させる場合には、官報に告示して、そしてお墓のところに看板を設置して、それでもなおかつ連絡がない場合において消滅するというので、国からの指針が示されています。この条例を根拠に、例えば消滅が認められて市でお墓を撤去することになりますと、市費で撤去することになり、撤去するとした場合、30万円程度かかります。そういう経費につきまして、市費で負担して行くのかどうかという問題もあります。

し、最も心配なのは数年後、例えば 5 年後、10 年後にお墓の関係者がいらして、自分のお墓がないという状況になった場合、市としてもなかなか説明がしづらい、そういう難しい問題もありますので、使用权の消滅につきましては、これまで一度も行ったことはありません。しかし、そういった中でのもう一つの方法として、条例第12条で使用許可の取消しというのがあり、使用許可をしてから 1 年を経過してもお墓を建立しないといった場合には取消しできるという規定がございます。過去に、平成 3 年から 15 年まで、この規定を基に調査し、返還手続をされた方が 30 件程度もおられますので、こういった方向性で、1 区画でも市民の方に利用していただける形で努力してまいりたいというふうに思っております。

○千葉委員

市営墓地の管理については、お墓を設置した市が区画一帯を管理していて、お墓の区画自体はその使用者が管理することになっているのですが、例えば使用者が何年もお墓参りに来ていないところは、区画自体が非常に荒れていて、隣接するお墓の方から本当に一体どうなっているのだという苦情が結構あるのです。何回か市に言うと、荒れているお墓については草をとってくれたりしているみたいなのですが、そういうところにも結構経費がかかっていると思うのです。ということは、確かに、先ほど課長がおっしゃったようにいろいろな問題点があるかもしれないのですが、やはり使用权の消滅は、いったんきちんと時間をかけてでも整理すべき課題なのではないかと感じておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

委員のおっしゃるように、小樽市墓地及び火葬場条例では、使用权の消滅条項もございますので、やはりそういった中で整理できれば一番よろしいかと思いますが、市といたしましては、この条例あるいは埋葬法等を研究しながら、こういった形でお墓の区画について待機者数が少しでも減るような形にできるのかどうか、今後、整理していきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひ、この辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、整備事業費についてお伺いしますが、現在、平成 21 年度経済危機対策臨時交付金、また、22 年度はきめ細やかな臨時交付金や地域経済活性化等推進資金基金を活用して、いろいろと大きな整備を行ったということで御答弁をいただいております。それぞれ詳しく教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成 21 年度と 22 年度において基金で整備した事業の内容についてであります。21 年度は、中央墓地と奥沢墓地につきまして側溝のしゅんせつ工事、泥を取り除く工事をいたしました。また、長橋墓地と奥沢墓地につきましては道路の舗装工事を行い、合計で 690 万 9,000 円の事業を行いました。

次に、22 年度につきましては、中央墓地では階段の手すりを設置、そのほかにはのり面保護工事を行い、長橋墓地と忍路墓地につきましては通路の舗装、高島墓地につきましては階段を設置し、金額の合計では 1,154 万 8,000 円の整備事業を行ったところでございます。

○千葉委員

各墓地によって問題はいろいろとあると思うのですが、今回、中央墓地だとか、長橋墓地、奥沢墓地、高島墓地等々、整備を行っているところもありますが、そのほかの墓地については、どのような問題点があるのか、そういうふうに判定されている事項があれば、教えていただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

そのほかの墓地の整備でございますが、やはり小樽の墓地の設置状況は、急傾斜、山を切り開いて区画したという状況の中で、自然災害に弱い施設であるというふうに考えております。今後は自然災害に対応できるような形の墓地の整備も、懸案としてはあるというふうには考えております。

それから、千葉委員の再質問の中で墓地内の事故のお話もございました。私と市長も一緒にその現地を確認いたしまして、やはり墓地内を安心して安全にお墓参りができるような整備も必要ではないかというふうに考えており、これらにつきましては今後の課題というふうに考えております。

○千葉委員

今、お話がありましたけれども、7月3日の中央墓地の事故では、墓地には人もいなかったですし、あの程度で済んで本当によかったという感もあります。いろいろと回って感じたのは、どこまで車で通っていいのか、はっきりとしない場所ばかりで、軽自動車などはどこまでも上って行ってしまおうという状況が見受けられるのです。ですから、車の入る危険なところに関しては、どのような手だてができるのかですとか、本当に危険な箇所には車が上がれないような注意書きですとか、逆に言えば高齢化が進んでいますから、本当は高いところまで車が行ける状態がいいのでしょうかけれども、各墓地でそれぞれいろいろな問題点があるのだということを、私も今回見させていただいて感じました。

何年かの予算を見ても、いろいろな交付金があるときにしか整備ができないという状況があることからすると、やはり一つ一つまず各墓地の問題点だとか、先ほど課長の御答弁にあった安心・安全の面で、どういうことが改善策として挙げられるのかというのを、まずしっかり考えていただいて、再整備に向けた計画をしっかりとるべきではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○生活環境部長

千葉委員のおっしゃいましたように、一応、平成21年度と22年度で、国の基金を使ってある程度の整備といたしますか、一定程度の整備はされたかと思えます。毎年のように墓地は住民からの要望が多い場所です。これからもますます高齢化社会になっていきますので、手すりですとか階段ですとか、そういったものをつけて安心にお墓参りしていただけるよう、個々の墓地について、また新たな視点で見たいと思っています。

それから、どこまで車が上がっていいのかという質問がありましたが、本来、墓地では駐車場を持っておりまして、それ以外の場所に車で上がることは想定していません。ただ、住民が安全にまた上っていただけるということで、舗装なり側溝の整備をすると、やはり小さい車だとどうしても上っていきたくなくなるという状況が見られます。今回の事故をかんがみて、そういった安全対策も必要だと思いますので、看板等、これも整備の一つかもしれませんけれども、将来に向けて整備していきたいと。

ただ、私どもが思っているのは、いったんこれで整備はある程度済んだというふうに考えておりますので、地域の方々、また墓参の方々意見を聞きながら、一つ一つの墓地について何が必要なか、何が足りないのか、それらも考えていきますし、また駐車場は広い敷地はとれませんけれども、墓参のときに近所の方々に迷惑をかけている状況もありますので、何とか少しずつでも整備していきたいということを課題に、今後検討してまいりたいと思っております。

○千葉委員

しつこくなってしまうのですが、本当に先ほど階段の整備を少しずつでも行っていきたいという答弁もありましたけれども、お墓とお墓の中にある通路が舗装されていない細いところで階段もついていないとなると、ぬかるみが非常にあって、坂道に隣接しているお墓というのが、ちょうどのり面に接するように区画ができるのです。そのり面が崩れているところがあるのですが、区画に接するのり面の補修というのは、その区画の持ち主の方がやるということをお伺いして、その方も結構な金額がかかるということで悩んでおられたのですけれども、結局整備が進まない中で、区画の持ち主にも多大な負担をさせるということになりますので、一つ一つの点検もきっちりしていただきたいというふうに要望しまして、質問をこれで終わりたいというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

◎若竹団地の整備について

最後に、市営住宅の若竹団地について御質問をさせていただきたいと思えます。本年 3 月には 2 号棟改修工事が完了して、入居が開始されました。立地条件がいいということで、私のところにも残りの 2 棟について、いつ工事が始まるのですかというようなさまざまな問い合わせが来ております。

そこで、若竹団地における今後の改修工事などのスケジュールについて伺いたいと思えます。

○（建設）建築住宅課長

若竹団地の整備のスケジュールでございますが、今年度は 1 号棟につきまして、耐震補強の設計とリモデルの設計も業務として委託する予定でございます。年度内に委託業務を完了いたしまして、平成 24 年度、25 年度の 2 か年をかけて 1 号棟の整備工事にかかりたいというふうに考えてございます。

3 号棟につきましては、現在の予定では 27 年度に実施設計委託をいたしまして、28 年度、29 年度の 2 か年で整備をする計画でございます。

○千葉委員

1 号棟は本年度、耐震、またリモデルの設計をするということですが、その調査費などの経費の予算はどのぐらいになるのか教えていただけますか。

○（建設）建築住宅課長

予算上は 2,200 万円を予定してございます。

○千葉委員

前回、2 号棟が市営住宅になるときは、耐震化工事の問題ですとか費用負担等々で、1 階の地権者の方々のいろいろな話し合いなどが長引きまして、スムーズに進まなかったような感じもありました。今回の 1 号棟は、これから計画が進むわけですが、その辺の対応はどのようになっているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

2 号棟につきましては、耐震化の費用について、所有者に対して当初は費用負担を求めていたものがいろいろと問題になったということだと思えるのですが、最終的には費用負担なしで施工が終わったということで、1 号棟につきましても、原則、同じような考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

では、1 階には、現在もいろいろと営業されている地権者の方がいますけれども、問題なしでスムーズに進むことができるという認識でよろしいのですか。

○（建設）建築住宅課長

今の件については、特に問題は起こらないというふうに思いますが、実際に工事の計画を立てたときにそれぞれがやはりいろいろな事情がございますので、その部分については個別に対応させていただきたいというふうに考えております。

○千葉委員

2 号棟については 60 戸を 40 戸に減らして、3 LDK などファミリー向けに配慮した住宅となりましたけれども、1 号棟についても同じようになるのかどうかについて教えていただけますか。

○（建設）建築住宅課長

1 号棟につきましては、今回の設計委託の中で最終的にどういった間取りで、何戸にするかというあたりを決定していくこととなりますが、基本的には 2 号棟と同じように数は減る方向になるというふうに思っています。40 戸になるのか、それが 42 戸になるのか、43 戸になるのかというあたりは、まだ、今後、設計で詳細を詰めていきたいというふうに思っています。

○千葉委員

駐車場の考え方なのですが、これは以前からいろいろと議論がありまして、結果的には現在の 2 号棟には駐車場はなしということになっています。今後、1 号棟、3 号棟の改修が進む中で、今後の駐車場の考え方というのは、どういうふうになっているのかについて教えていただけますか。

○（建設）建築住宅課長

まず、1 号棟の駐車場につきましては、現在、入居者用のものはございません。ただ、3 号棟の整備が終わった時点で、多少空地といいますか、駐車場用地ができる可能性がありますので、その部分についてはそのときにどういう形にするかを検討したいというふうに思っております。

○千葉委員

◎市営住宅における入居世代のバランスの確保について

以前、平成 20 年度に市営住宅の入居者についての年齢構成比を伺った経緯があります。その際には、平成 18 年 1 月のデータということで、もう 5 年前になりますが、世帯の年齢別でお示しいただき、70 歳代が 21.9 パーセント、次いで 60 歳代が 21.7 パーセント、50 歳代が 20.8 パーセントということで、65 歳以上の入居者が 44.6 パーセントを占めていました。結構な期間が経過しているの、割合も少し上がっているのではないかというふうに思うので、もし、このようなデータがあれば、数字をお示し願いたいと思うのですが、把握されていますでしょうか。

○（建設）小林主幹

市営住宅の入居者の年齢構成については、現時点では押さえておりません。

○千葉委員

質問させていただいたのは、高齢化率が高い自治体の市営住宅というのは、小樽もそうですけれども、バリアフリーがかなり進んだ感はありますが、今後は入居者の世代のバランスを確保することが大切になってきていると思っています。というのは、今、若竹住宅のようにファミリー向けと言われる 3LDK も増えましたけれども、自治体によっては団地の高齢化が進んでコミュニティが非常に低下しているということで、特定目的住宅に、夫婦の年齢合計が 70 歳以下ですとか、18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯にも優先枠を設けたりしているところもあるのです。この辺の考え方についてはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

特定目的住宅の考え方につきましては、住宅の管理戸数の 3 割を維持するというで考えてございます。

○建設部長

特定目的住宅は福祉部の担当なのですが、これから高齢化が非常に進んでいく段階で、こういう特定目的住宅の入居範囲を変えていく考えはあるのかという御質問かと思いますが、特定目的住宅については高齢、それから母子等々、そういった条件が決まっております。ただ、そういう中で、子供の数等々も含めて、そういうものも含めていく方がいいのかどうかといった部分の判断もあるかというふうに思っております。

今、特定目的住宅の関係においては、住宅によっては希望者が非常に多いということもありますので、このあたりの考え方の整理はまたちょっと福祉部とも相談しながら、どういった形で今言ったような状況に対応できるのか、これは検討すべきだというふうに思っております。

○千葉委員

質問が福祉部のほうに飛んでしまって申しわけなかったのですが、次の入船住宅についての質問とつながるので、入船住宅は高齢者の単身用住宅として位置づけられているということで、この住宅について、現在の入居率ですとか入居者の年齢ですとか居住年数、もしわかる数字があれば教えていただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

入船住宅につきましては、管理戸数 23 戸のうち、現在 23 世帯が入居してございます。それと、入居者の年齢構成

につきましては、23人の平均年齢は78歳でございます。それと、今、入居されている方で一番若い方が68歳、高齢の方が93歳でございます。それとあと、入居年数は10年以上の方が約7割という状況でございます。

○千葉委員

平成11年に建てられた住宅であるかと思えますけれども、高齢者単身用住宅というのは、そもそもどういう位置づけで建設されていたのかという、その経緯を教えてくださいたいと思います。

○（建設）小林主幹

高齢単身用住宅ということで平成11年度に建設されてございます。高齢化が進む中での当該住宅を建設したということでございます。

○建設部長

繰り返しになる部分もありますけれども、市内の公営住宅に対する高齢者の入居希望が非常に増えています。その中で施設的にも現状の公営住宅というのは、なかなか高齢者対応が十分ではないといった部分がございます、国としてもそういった高齢者に対する安全・安心な住まいづくりということで、高齢単身世帯用住宅の整備ということが課題になっております。そういった中で小樽市としても、そういったものに対する取組ということで平成11年にやったわけですが、施設の特色としてはオール電化で基本的に直火を使わずに生活ができるということで、非常に住みやすい住宅ということで整備をさせていただいた経過でございます。

○千葉委員

非常に高齢者に配慮した住宅であるというのは理解できるのですが、先ほどの入居者の年代ですとか、居住年数についての答弁では、68歳から93歳、居住年数の7割が10年で、結局入居した当時というのは60代だった方がもう70代になっている、70代の方が80代になっているということで、本当に単身者のみの住宅になっているものですから、結局のところコミュニティが低下しています。それは先ほども質問させていただいたのですが、10年前は廊下の掃除や窓ふきも隣近所の方の分もお手伝いできたのですが、今こういう年になって、それがなかなかできなくなっていることで、近所の方から以前は手伝ってくれたののですとか、その中で近所の付き合い自体も非常に芳しくないという話をこの住宅ではよく聞くのです。

それで、若竹住宅のようなファミリー向けのタイプがあれば、ある意味では世代的なバランスも偏りすぎないということもあって、今後の市営住宅の考え方というのは、高齢者単身用住宅だけではどうなのかという私の思いがあって質問させていただいたのですが、今後の考え方、福祉部とも多少絡みがあるのですが、建設部としてはどのような考え方なのか御答弁をお願いしたいと思います。

○建設部長

今、委員からお話もありましたけれども、我々もそのあたりの課題というのは非常に大きいというふうに思っております。そういった中で、先ほど若竹住宅の整備の話も出ましたけれども、若竹住宅はもともとが2DKで、全部で60戸という間取りで、50平方メートルぐらいの非常に狭い住宅でした。そういった中で、60戸だけで整備するかという考え方も、一つ戸数を確保するという部分があるのですが、もう一つ、今お話があったように、そういった形で2人世帯、1人世帯用で住宅をつくってしまうと、今、委員が言ったようなコミュニティの問題で、要するに若い方がいないと、なかなか公営住宅の管理も含めて難しい面が出てくる。このような考え方で、若竹住宅については、先ほども申し上げましたような3LDKも含めた整備を考えています。

今、オタモイ住宅もそうですけれども、すべて単身用あるいは2DK、あるいは1LDK等々の狭い住宅を整備するかというと、なかなかそうはいかないだろうということで、オタモイ住宅についても3LDKも含めて整備をしています。ですから、今後、確かに高齢化を迎えるわけですが、やはり若い方からお年寄りまで、戸数をどうするかというのは別ですが、やはり、若い方からお年寄りまでバランスのとれた形での整備というのは不可欠だ、必要だというふうに思っております。

○千葉委員

ぜひそのような配慮した形での住宅であっていただきたいというふうに思っております。

◎市営住宅の空き駐車場の利用状況について

これに関連して、市営住宅の空き駐車場の利用状況についても若干伺いたいと思います。

以前、空き駐車場の利用状況についてもお伺いをしておりまして、入船住宅は全く利用がなく、ゼロだったというふうに思っております。現在もそうなのだろうという予想はつくのですけれども、平成20年10月末現在では、全体1,320区画で1,055台の承認台数という御答弁がありました。現在、市内の市営住宅の空き駐車場の利用状況がどのようになっているのか、教えていただけますでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成23年3月末現在でございますけれども、区画台数が1,346台、このうち承認台数が1,009台ということで、75パーセントの占有率でございます。

○千葉委員

以前、質問したときにも、入船住宅に関してはゼロでありましたし、6割、7割しか駐車場の利用がないというところも結構ございました。立地的には手宮住宅ですとか、冬場は結構近所の方の利用ニーズがあるのではないかとということも多々あるものですから、駐車場の目的外使用については、ぜひ検討していただきたいと思います。

以前は、他都市の状況を見て研究するという御答弁がありました。現在どのように進んでいるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

道内の他都市の状況を調べてございます。主要都市10市のうち、いわゆる駐車場の入居者以外の目的外使用については現在ゼロでございます。他都市の状況を伺っている中で、課題となっている点につきましては、いわゆる補助金の適化法がございまして、駐車場を整備するに当たっては補助金の導入がされておまして、この部分の課題の整理がまだされていないということをお伺いしております。これらの課題を含めて、今後また研究していきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひお願いしたいと思います。道内ではまだ実施されていないのですが、本州では西宮市があり、以前にも話しましたがけれども、震災の影響もあって認可されたという経緯はあるようでして、国としては何ら難しいことはなく、わりとスムーズに話が進んだという状況も伺っております。収入面では、前回、未使用の年間の収入が1,000万円程度の減になっているというお話も伺っていますので、新市長はいろいろなことに意欲的で、予算が足りるのかとちょっと不安もあるもので、こういう小さな収入減に関しましても、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいというふうに思います。

○建設部長

あいている市営住宅の駐車場の利用というのは一つの課題なのです。ただ、今、主幹から申し上げたように、道にもいろいろと相談をしているのですけれども、なかなか適化法の関係の整理が難しいという形がありまして、国を含めてもう少しどういった形で対応していくのかといった部分については、情報を集めながら、また少し話を進めていきたいというふうに思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎旧手宮線沿線の整備について

一般質問の補足の議論をしたいのですが、いつもお話しをしていますが、この小樽のまちは、今、基本的に衰退に向かっているという大変残念な印象です。都市の魅力が総体的に低落しているということが観光客の減少につながっていると考えていまして、たぶん皆さんも同じような印象を持っていらっしゃると思います。そういう中である程度財政のめどがついた、今、市長もかわりましたし、ソフトの分野では、観光協会、民間と観光振興室等が頑張っていて、いろいろなイベントを起こして集客を図っていると思いますけれども、ハードの整備では、言ってみれば、守っていくことについては、条例の特別景観形成地区の範囲を拡大しましたが、景観の荒廃はやはりとめられていないと思います。

もう一つは、狭いエリアの観光拠点しかなく、広がりを持たせていくことができなかつたことが、ある意味では魅力の低下につながっていると。新たな魅力の創造こそが、次の小樽観光を担うことになるのではないかという意味では、港もやっと港湾計画の改訂に入ります、これは第3埠頭ですけれども。

それと旧国鉄手宮線を市が取得して、活用計画もおつくりになった。手宮側についても、中央バス本社との委員会を持たれて、一定の構想をおつくりになって、今度、経済常任委員会でも報告をされる。ようやくそういうふうになったので、これから具体的にどうするかということなのです。

まず、旧国鉄手宮線とその沿線をこれからどういうふうにやっていくのか。取得され、一応中心部は暫定整備もされています。昨年11月に文学館・美術館と旧手宮線の一体化事業もされました。そういう中で、今後どう具体的に進めていくのかということなのです。

まず、基本的な認識をお伺いします。私は、中央通から日銀通りまでがハイライトだと思います、寿司屋通りも含めてもいいですけれども、その山側を見たらほとんどが廃屋です。そこをこれからどういうふうに変えていくのか、またどういう景観をつくっていくのかということが、新たな観光拠点になり得る肝になるわけです。これを市としてはどのように誘導してやっていこうとしているのか、これからたぶんいろいろと検討をされるのだと思いますけれども、基本的には沿線を集客する施設にするために、旧手宮線の本体を整備されるわけです。この基本的な考え方について、市としてはあの地区をどうしたいのか、どういう思いをめぐらせて今まで議論をされてきたのかということについての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

文学館・美術館から中央通までの山側の部分についての全体の構造、考え方といった御質問ですが、平成21年に旧手宮線沿線の景観について、面的なシミュレーションを行いました。面としての整備というのは、長期的にも、当然、景観の向上の部分で大きな影響を与えるということで望ましいものと考えております。

ただ、これにつきましては、その手法といたしまして、民間業者の開発誘導が考えられますが、なかなか実施には至らないといった面がございます。そういった中で、現在、考えられる短期的、現実的な方法といたしましては、廃屋撤去等の研究、並びに目隠し等の具体的な作業といったものを行っていかねばならないというふうを考えております。

○山口委員

廃屋があるから目隠しするということなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

廃屋につきましても、手宮線を今これから整備するということになりますと、やはり景観阻害という面がございます。ただ、廃屋で片づけてしまえばいいのではないのかというお話はございますが、個人財産という面から見まして、なかなか対応できないという部分がございます、そういった面での短期的な対応としては目隠しのほうが考えられるのではないのかということがございます。

○山口委員

私が今お聞きしたのは、その具体性はいいのですけれども、あの地区を、私は廃屋のままでもいいとは全然思いま

せんし、皆さんも思っていられんと思うのですけれども、一定の雰囲気はあります。これだけの都市でああいう廃屋が並んでいるところはありませんから、中心地では珍しいのです。それが価値だとは思いませんけれども、結局、中央通のまち並み整備事業みたく景観誘導をやっていくということですよ。要するに小樽のまちの特色を、ある意味で新しい形で作り出すということをやっていくしかないわけです。そのためにどうしたらいいかということでしょう。あそこに例えば高いビルのマンションをつくるということではないということでしょう。こういうものを期待されているのかということを知っているわけです。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほど説明しましたが、一昨年にやったシミュレーションでは、大きな構想をつくるといったイメージはございません。現在ある建物の高さぐらいで、まち並みを生かして出入りしやすくするといった考えのまちづくりをしていくというようなシミュレーションの構想です。

○山口委員

手宮線活用計画で、一定の絵図面も、若干ラフデザインもかかれまして、旧手宮線の中へいわゆる各拠点として駅舎を入れるというように、ある意味では駅舎ではないのですけれども、心棒になるような建物として、れんが造り風のというか、石造り風みたいなものの絵もかかれたのではないですか。

だから、私は、色内通りのああいう建物が点在するような、石づくりでなくてもいいのですけれども、いわゆる明治、大正、昭和の雰囲気のまちにふさわしいような建物で、駅前の中央通では、セットバックしたのもありましたけれども、そういうことを配慮しておやりになりましたので、旧手宮線の沿線の再生もそういうものをイメージされて、望んでいらっしゃるのかと思ったのですけれども、そうではないのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

まさに今おっしゃられるように、整備に当たっての方針というのが出されておりますが、既存の建物の高さを基本とするとか、単調な壁面の連続をしない。それとか既存の店舗などの活用が望ましい。現状の人との触合い、そういう狭隘感を残すといったようなコンセプトというふうに考えています。

○山口委員

景観誘導のためにはインセンティブが要りますから、それは検討すべきではないですかと言っているのです、今まで。中央通の拡幅事業では、景観誘導に 1 億 5,000 万円ほどかけているわけですから、そういう事業として、条例にはありませんけれども、いわゆる古い建物の保全・再生については補助制度もあるので、新たに景観を創出するものに対して、旧手宮線の沿線地区だけにかけることもあると思いますけれども、そういうふうな考え方はないのですかということをお聞きします。

○建設部小紙次長

沿線の整備ということでございますけれども、整備の基本的な考え方といいますか、いわゆるハード部分については、今、課長から答弁いたしましたように、計画をつくるに当たって沿線の整備についてのシミュレーションを起こして、あの地区については、高層住宅というよりは低層の住宅、しかもああいう環境にある中では、今、委員もおっしゃってございましたように、ある程度、地域の小ぶりの店舗だとか飲食店といったもので、それなりの雰囲気になるのだろうということは、私たちも考えているところであります。ただ、あくまでも民間の所有の建物あるいは土地、さらにはなかなか所有者もつかめないという実態も多少あるということで、なかなか具体的に話を進めるといっては、非常に厳しい面もあるのかというふうに思っているところでございます。

そこで、委員がよくお話しになっていますように、修景事業としてやはり市が一定の支援をしていかなければなかなか進まないということで、今お話しになったのはその一点かというふうに思っているところでございます。中央通のときには確かにそういった制度を設けてやったというのは、当然私たちも知っているところでございます。今、旧手宮線の具体的な整備に向けて、来年、再来年という形で国からの支援もいただきながら、具体的な整備を

進める予定でありますので、今後、市として単独でこういった支援ができるのかということにつきましては、実際に整備の具体的な中身を詰めるのと並行して検討をしていきたいというふうに思います。

○山口委員

そこの沿線の価値が高いと思っていただくためには、まずはそこが注目されるようなことをしなければいけません。そういう意味で、言ってみれば線路側がメインにならないといけないわけですが、今の暫定整備のままでは、この再利用というのは簡単に進まないと思います。

そういう意味では、旧手宮線沿線ではなく、旧手宮線の整備の手法をこれから考えていく必要があるという中で、今回、市長がかわったので再度提案させていただきますけれども、線路を挟んで海側はまくら木で木道にする。これはまくら木の高さです。それから、山側については高くなっておりますので、大体45センチメートルか50センチメートルぐらい上げたところに、まくら木でウッドデッキの長大な中央通までのホームを造成して、そこを歩いて通っていただく。今は廃屋ですけれども、そこがお店になった場合には、それがエントランスになっていくわけです。ウッドデッキの通路を歩いていただく中から、お店に入っていくような格好になってくると思います。

そういうものを行政が入札をかけて事業としてやっていただくだけであれば、何もおもしろくないわけですし、ニュース性も何もないわけです。

一般質問でも質問をさせていただきましたけれども、妙見川の柳並木は、全部民間のお金でやって、450万円から500万円ぐらいかかったのです。柳は1本1万円ちょっとで済むわけですから、全部民間でお金を集めて、自分らの手で植えたらそれで済むのです。インターロッキングで遊歩道用のものをつくったり、さくを変えたりしましたが、そういうことを土木事業として市民がやる力をこのまちは持っているわけです。

同じように旧手宮線も、路盤整備だけは市の事業として、平らにしてもらわなければいけません、まくら木をインターロッキングと同じように敷き詰めていくことを、小樽市民のボランティア、それと旅行者、家族連れ、鉄道ファンに呼びかけるのです。まくら木は市に買ってもらうなければいけませんけれども、市長は市民力と言っているわけですから、市民の力で、それを事業としてやるということです、夏休みに1か月かけて。これはインパクトがあると思っています。そういうふうにしていろいろなことをニュースにして、注目していただくということです。

もう一つは、やはり山側の取付けをよくしてやるということを一方で同じようにやるということです。そうすると、よし、あそこで何かやってみようということで投資する方が出てくるわけです。基本的に投資誘導なのです。小樽は完璧に投資がとまっています。かつては次から次へとお店が出店されて魅力をつくっていましたが、今はとまっているのです。逆に、閉店になっている状況です、このままほっておけば。今は、観光が主要産業で屋台骨になっているわけですが、こういうことがどんどん進んでだめになったら、都市の魅力を上げていかなければいけません、総体的に低下していきます。

今、札幌市は物すごく都市整備をやっていて、魅力をつくっています。だから、札幌の人は今小樽へ来ないでしょう。

夜景眺望の話をしませんが、天狗山も昔のままです。旭展望台もそうです。観光客に来ていただくという展望台ではないです。薄暗い中を歩いて行って、女性が行ったらちょっとやばいですよ、本当に。観光客が600万人、700万人と来る観光地で、私は実質に600万人を切っていると思いますけれども、その観光地としてふさわしい施設になっているかといったら、なっていません。それは今までお金がなかったし、手間もかけてこれなかったのです。でも、もうそういうことをきっちりやっつけていかなければいけないのではないかと考えているわけです。

そういう意味で、まず旧手宮線は中心部にあつて、観光客を中心部に誘導するためにも非常に重要だし、まちなか活性化計画でもそういうことも書いていました。そういう位置づけをずっとしてきているわけですから、どうやるのか。民間の投資を引っ張ってこられるような誘導をいかにうまくするかということです。景観誘導のための補

助金だけではないのです。いわゆる旧手宮線の整備も含めて、よそでやれないことをうちはできるわけですから、ぜひやりましょうと言っているわけです。

こういうことを一つの部局である建設部だけでやりなさいというのは無理なのです。これはプロジェクトチームを組んでやらなければいけないのです。そういう意味では、庁内の部局の若手で横断的に有志を募ればいいではないですか。委員会をつくれれば、日曜日でも土曜日でもおれは行くぞ。一緒になっておれはやりたいと。そういう人がいれば、事務局がどこになるのかは知りませんが、建設部がやっても、総務部がやってもいいと思います。本当は、総務部の企画政策室がやらないといけないと思います。そういうふうにならにチームをつくって、どういうスキームならそれが実現できるのかという研究をもうそろそろやってもいいのではないかと思うわけです。

その考え方について、今日は市長がいらっしゃいませんので、建設部長なのか、総務部長なのか、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○建設部長

山口委員からいろいろとお話がありました。委員からは、これまでもいろいろな提案を受けておまして、我々も旧手宮線のあり方というか、これからの小樽の背骨を築いていく非常に重要なものだと、そんなふうに思っております。そういった中で、一応どういうふうに整理をするかというのは、旧手宮線の基本計画をつくりましたので、その中で一定の方向性は出しております。ただ、具体的にどういう内容でという中身まではまだ十分に詰めていない段階であります。

そういった中で、今、委員からお話がありましたいろいろな市民参加の形、これは例の妙見川の柳と、それからインターロッキングをやったときも、実は我々も一緒にやったという経験もございますので、そういう意味では、市民参加の部分ではそういう手法がやはり整備には相当力になると、こんなふうに思っています。

そういった中でどんな方法で、先ほど旅行者も、小樽市外の人も含めてということでしたけれども、そういった部分でどんな方法があるのかということは、我々も十分と真剣に考えていきたいというふうに思っています。

それから、旧手宮線の整備については、もちろん建設部ということではなくて、観光も含めて非常に幅広い議論が必要だというふうに思っています。まずは建設部が中心となって議論はしますけれども、そういった中で庁内的にもっと幅広く意見を聞いていくという形でやっていきたいというふうに思っていますので、そういう形で進めさせていただきます。

○山口委員

旧手宮線については今の御答弁で、今日のところは終わります。

◎公園の維持・管理について

市内の公園についてですが、大体は山の高いところにあり、手宮公園、それから平磯公園、旭展望台のところの公園等、結構桜の名所となっているのです。平磯公園も桜の名所になっていますし、手宮公園も栗と桜です。小樽公園は栗のほかにもいろいろなものもあり、桜も若干ありますけれども、管理が大変貧しいと思います。ヒコバエは出まくる。てんぐ巣病が出たのは、国から出たお金で除去しましたが、もうそろそろ公園の管理もきちんとしたらいいのではないかと思います。どの公園も全部やれというのではないです。手宮公園は緑化公園になっているところは管理がされています。しかし、緑化公園の外の部分、そこについては非常に管理が行き届いていません。平磯公園もそうです。あれは重要眺望地点でマップにも載っています。そういうところの管理はやはりきちんとすべきではないですか。これだけの観光都市ですから、もうやらないといけないと思います。

もう一つは、特に手宮公園ですけれども、私たちが桜を植えさせていただきましたけれども、栗を植えている方もいらっしゃいます。どこに栗を植えなさい、どこに桜を植えなさいという計画が実際になっているのかというところがちょっと疑問です。

そういう意味で、市が一回考え方を整理されて、ボランティアでどんどん植えていただくのは結構です。ライオ

ンズクラブでも植えていらっしゃるし、我々も植えているし、いろいろな人が植えています。管理もやっています。けれども、あいていれればどこに植えてもいいということではないわけでしょうから、公園の樹木配置の考え方をきっちりと、ある意味では引き継いでやらなければいけません。私はそれがいいような気がするのですけれども、あるのですか。

○（建設）堤主幹

何点か御質問が冒頭にあったのですけれども、まず一つは、おしかりを受けた維持・管理がなっていないというお話についてです。確かに維持管理費はそれほど全体予算としては見られていませんけれども、平成21年度には、てんぐ巣病等の発生の中で国の予算をいただきながら、市内の公園のてんぐ巣病は、全部とは言いませんけれども、おおかたいいところまでの病巣はとったというふうに思っています。そのときにも緊急雇用等で街路樹の剪定を含めた中で、公園の桜以外の樹木の剪定もやらせていただいたということで、平成21年度は、本当に違う意味で予算をつけていただいて、そういった整備といいますか、維持・管理をさせていただいたということになっています。

やはり小樽の場合、自然発生的な公園が大変多く、特に総合公園というのは自然を生かした公園ということで、手宮公園、小樽公園、それから長橋なえぼというのは、まさしく自然樹木を生かしながらかついている公園でございます。そういった中で、維持・管理の部分というと、非常にちょっと難しい面、逆な意味でやはり専門的な要素が必要な部分は確かにあるかと思っています。

そういった部分で、ない予算の中でも、何とかそういった樹木の再生といいますか、維持・管理といった部分は今後も何とか進めていきたいというふうに思っています。

それから、手宮公園の栗、桜の問題でございます。まさしく今、委員の御指摘のとおり、北限の栗ということで栗林がございます。また、逆から見ますと、桜の名所にもなっておりまして、今、非常に混在してございます。これはボランティアの市民が、栗の場合はいろいろと育てて植えているという状況もございます。桜もそういった桜の団体の方が植えているということで、大分ボランティアを受け入れる中で、やはりちょっと無秩序になっている部分があるという御指摘も受けていまして、実は今年度、現地確認をさせてもらいまして、もうそろそろ手宮公園もすみ分けしようというふうに、絵を含めて原案をつくっている段階でございます。そういった部分では、当然自然の栗でございまして、だから手をかけないということではなくて、今後きちんと栗も育てていかなければならぬだろうし、当然、桜も名所でございますので、桜に病気等も出ているのであれば、桜の植樹により新旧交代していくことも当然出てくると思いますので、そういった原案ができた段階で関係機関にも話をし、私どもで一定の考え方を説明していきたいというふうに思っています。

○山口委員

◎街路樹の剪定について

公園の管理については、丁寧に御答弁をいただきましたので、これでいいですけれども、一般質問でも申しましたが、札幌市では、緑のボリュームアップ事業という、いわゆる都市内の緑の景観を非常に大事にしていこうという計画をおつくりになっています。その前に、平成21年度ぐらいから、街路樹についての剪定も含めて変えていこうということで今施行されて、私はあまり札幌が好きではなくて行かないのですけれども、行くどうしても緑が目がいまして、プラタナスも結構あるのです。実際に小樽の日銀通りも剪定をさせていただきましたけれども、ちょっと今は無剪定のような状態で、本当に間引きぐらいしかしていないのですけれども、そういう剪定をやられています。大変緑のボリュームがあるように感じました。今の時期はほとんど葉が生えていますけれども、もっと早い時期、連休ごろでも樹形がきちんと整って、若芽がついているというスタイルになっています。

そういうことは、いろいろと問題があることはわかっていますけれども、まちなかの緑の景観は、建物の景観も当然ですけれども、やはり都市のアメニティというのは緑の要素が大きいかと思います。そういう意味でも、札

幌市はいろいろな議論をされた上でおやりになろうとしているところがあるので、小樽市も、今の街路樹の剪定のあり方でいいのか、樹木の管理の仕方でいいのかというところはありますので、何かそれを一回見直してみようとかというお考えはありませんか。

○（建設）堤主幹

一般質問で委員から街路樹の剪定について御提言がございました。札幌市が今やっている事業の関係、ボリュームアップの関係も調べてみました。どういうやり方かということをごくばらんに言いますと、弱剪定という表現になるのかと思いますが、プラタナスを例にとりますと、葉がついているとすごく緑が多い木でございまして、平成16年からやっているのですけれども、その前は強剪定といいますか、葉が落ちない前に剪定をかけて、葉と一緒に枝を切っていたという状況でありました。そういうことで小ぶりになってしまうというやり方です。ところが、それが春になりますと、枝が伸びて芽がついて葉っぱが出てくる中で、春先の緑が阻害されるといいますか、なかなか緑が出るのが遅いという状況で、委員からも御指摘のとおり、皆様から御指摘を受けたということで、16年から、まず一つは葉っぱが落ちるまで剪定しませんということで、その葉っぱについては地域の皆さんの御協力で処理します。終わったら、うちで弱剪定しまして、伸びた枝だけ切るという形で現在はしております。そういったことで春先の緑の回復も早いというふうになっています。

ただ、御指摘のとおり、市内には物すごい総数の街路樹がございまして、種類もいろいろとございます。そういった中でいきますと、弱剪定をして緑を膨らますような形でいくと、やはりそれ相応の対応を毎年しなければならぬということで、難しい部分はあろうかと思えます。ただ、今のプラタナスの問題でいきますと、市道浅草線のほかに市道竜宮通線だとか市道入船線だとか、結構縦側の道路、まち並みにプラタナスは結構多くなっています。そういった部分でいきますと、今、委員の言ったとおり、周りなり、そういったまちづくりの方々に葉っぱなどの処理を協力していただくことで問題がすぐに解決できれば、我々は今度弱剪定に持っていけるかというふうに思っています。

ただ、何回も申しますように、全市的に弱剪定というのもちょっといきませんが、そういった部分を少しずつ増やしていくという、地域の皆さんの協力を願う部分、そういった情報があれば、そういった考え方も今後研究して検討していきたいというふうに思っております。

○山口委員

やはり地域から、私たちは協力するからこうやってほしいという声は出ないと思います。市の考え方を示して、そして地域に出ていき、自分たちはこういう考え方を持っているから、ぜひ協力してほしいということを申し上げれば、秋に葉っぱが落ちるころには、快く町会で地先の人が協力してやりましょうという話になる可能性もあります。だから、せっかく町会の方々と連携をとってやると市長もおっしゃっているし、前市長のときにも、市の地域に住んでいる職員の方が町会のある意味では相談役になって、町会の活動をサポートしてやりましょうという制度もあり、せっかくそういうものがあるのですから、一度やはり都市の緑の考え方みたいなものを、他都市も含めてスライドとかを用意されて、実は今、市としてもそういうことについて見直しをするかどうかを、いろいろと議論をしているところなのだ。町会の皆さんにはどういうお考えを持っていらっしゃるのか。こういう協力をしていただければ、我々はこういうふうのできるのだということも含めて、予算も多少は膨らむかもしれませんが、その辺は新しい市長の決断にもよりますけれども、そういう段取りになると思います。

だから、待っていたら何も進まない。自分が意思を持ってこうしたい。ただどうでしょうか、相談しましょうということでしょう。それが市民の力の活用なのです。行政の考え方を言って、自分たちはまちのためにこうしたいのだという意思を持つということです。それは計画なのですけれども、それを役割分担で市民の方にはこういうことをしていただきたい、私たちはこういうことをするのだと、こういうことです。私はこれからの地方自治のあり方というのは、必ずそうだというふうに思います。

次に、空き家ファンドの質問をしようと思ったけれども、これは次回にしまして、最後に話をして終わりにします。

しつこくこうやってやるのは、私はこのまちに大変な危機感を持っているからです。今回の震災があつてから余計に危機感を持ったのですけれども、観光の質が変わりました。平成 9 年に観光誘致促進協議会で調査をやりましたけれども、そのときは道央圏中心の観光だったのです。しかし、今もう完璧に道央圏中心の観光ではなく、対岸が中心の観光になっています。私は雪あかりの路のときに旧手宮線で声をかけると、日本人だと思ったら、台湾、香港、シンガポールと、あと中国本土で、当然、韓国の方もいらっしゃいます。ほぼ 6 割です。写真を撮ってくださいという人に日本人はほとんどいないです。デジタルの立派な一眼レフのカメラを持っていますので、携帯電話では撮りません。今、そういう方がいらっしゃっているので、それも大事ですけれども、やはり道央圏の方に来ていただけるような魅力を、もう一回取り戻さないとだめなのです。都市をしっかりとデザインしていくということ。建物だけではだめです。緑もそうです。

私は、展望のことを言いました。ここはもう観光のところではないから言いませんけれども、手宮公園の緑化公園のところは 5 時に閉まってしまう。駐車場がありますので、あそこから、山側を見てごらんください。昼間の風景もいいですけれども、夜景がすばらしいのです、本当に。小樽の人は、どういうわけか知らないけれども、みんな北側をばかにしています。北側から見るのがいいのです。日中も日が当たりますし、春先などにいったら最高ですよ、桜があつて。私は客を連れて行きますけれども、もう感激します。

あれを夜間開放できないのですか。カップルは喜びます。今回、天狗山はやりましたけれども、もうリニューアルは必須ですけれども、絶対やらないといけません。そういった魅力をつくっていかないと、観光地ですから。これだけ物すごくいい地形があつて、それで夜景を本当に楽しめるところがないというのは、ここぐらいではないですか。函館の夜景もしかり、長崎も神戸も横浜もそうですけれども、これは観光の一大目玉ですから、それが昔の名前で出ていますということをやったらだめなのです、もういいかげんにしないと。本当に私は、このままの観光では沈んでしまうと思います。下り坂を転げ落ちたら、もう本当に早いですから。今回の震災で持ちこたえられなかった人が、ばたばた店を閉めていってごらんください、本当に終わります。

もう一つ、私が心配しているのは、小樽の事業者は本当に一生懸命やってらっしゃいますけれども、後継者がいないところがいっぱいあるので、それと同時に小樽の観光というのは落ちるのです。民間の努力で小樽の観光は発展してきました。行政がそれを誘導して、本当に観光都市でやっていくのだということで、観光都市で落ち目になったときに、遅まきですが観光都市宣言をして基本計画をようやくつくりました。観光が主要産業だと総合計画にもきちんと書いてあるのです。私は、港もそうですが、お金かけてでも投資をしないとイケないと思います。

だから、そういう意味でやはり財政は、まだ他会計からの借金はありますけれども、相当減らしたのではないですか。起債の償還だって 1,500 億円近くあつたのではないですか。それが今 1,000 億円を切りました、また起債を起すかもしれませんけれども。病院も結構削ってやりましたが、いずれにしたって、そういう意味でやはり次につながる、また外からの投資が入るようなインフラも含めてハードの整備を一生懸命やっていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

私からは、3 点ほど伺います。

◎生活保護について

最初に、生活保護についてお聞きますけれども、現在の生活保護受給者の状況、また受けている方々の状況につ

いて、ある程度の数字があれば教えてください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

平成 23 年 3 月末現在の生活保護で受給世帯数が 3,801 世帯、受給者数が 5,444 名になっています。これは少しずつ増加傾向にある状態でございます。

○吹田委員

今、増えている状況にあるという答弁ですけれども、例えば高齢者の方が多いのか、病気の方が多いのか、それとも母子世帯が増えているか、この辺はいかがですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

全体的に増えていますけれども、主に高齢者世帯が多くなってきております。

○吹田委員

今日は就労の関係の質問をしようと思っておりますけれども、恐らく基本的には母子世帯の関係になると思うのですが、今、実際に生活保護を受けることになりますと、当然、自立に向かっての指導をすることになるのですが、就労指導については、実際にはどのような形でどのような方々にどういう部署でやっていたらっしゃるのかについては、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護受給者の中で就労可能と判断された被保護者に対しましては、担当のケースワーカーが就労指導を行っております。それでもなかなか就労に至らない人に対しましては、就労指導員という嘱託員を配置しておりますので、この方と面接をしまして、被保護者の学歴や職歴、資格、本人の希望といったもろもろの状況を考慮しまして、より就労の可能性が高いと思われる仕事を紹介している、あるいは面接の仕方や履歴書の書き方などのアドバイスなどを行っております。

○吹田委員

今のお話を聞きますと、就労の指導的な部分というのは、ケースワーカーが基本的にやっていたらっしゃることでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

そのとおりでございます。

○吹田委員

就労指導の指導員が対応する場合についてですが、どういうときにそちらへ回るのですか。基本的には差はないということですか。それとも何かどうしても就職先を見つけるための情報が必要な方々に指導員の方がついて、そして対応するということになるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

ケースワーカーの就労可能者に対する指導に関しては、基本的にハローワークを利用するなど、本人が努力するようという指導になります。ところが、本人が実際に効率よく就労活動ができない、あるいは活動してもなかなか就労に至らないという場合に対して、より詳しい状況とかを確認して、法律的な指導ができるようということなので、これはケースワーカーとか私どもの判断で就労指導員が面接をするという流れになっています。

○吹田委員

就労指導員の方は、嘱託員とのことですが、専門的な知識を有している方なのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

就労指導員は嘱託員ですが、ハローワークの OB を配置しておりまして、従来は 1 名だったのですが、平成 23 年 1 月から 1 名を増員して 2 名ということで、二人ともハローワークの OB ということで配属しています。

○吹田委員

そうしますと、指導員の方々が就労指導を行う場合について、具体的には、指導員はハローワークのOBであるということですから、ハローワークの募集の関係を把握していて、それを生活保護が受給になった方々に、具体的な就職先も含めて指導されるというような形になるのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

この嘱託員は頻繁にハローワークへ行きまして、随時求人状況を把握しておりますので、この手持ちの資料の中から、求職者に合った状況というものを勘案して、助言・指導を行っているところであります。

○吹田委員

私は前から、常に生活保護になった方々は保護から離れるようにするためにどうするかということを質問しているのですが、基本的にはきちんと合った仕事を最初から見つけるのは難しいという感じが常にするのです。特に小樽の場合は、自分たちがいい職場を自由に選べるという状況にないのはよく知っているのですが、そういう中で指導する方々は、生活保護になれているとか、先の生活が見えない方々です。精神的にも非常に不安な部分がありますので、そういう中で、前に言ったのですが、ある国では、例えば、女性が離婚した場合は、ケースワーカーが行って、まずメンタル面のケアを先にやる。そして精神的な気持ちの安定を含めて、そして就労につなげていくということになっているのですが、この辺の取組はどうでしょうか。指導員の方々は、そういうところをきちんと踏まえてやっていらっしゃると考えてよろしいでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

ケースワーカーは生活保護が開始になりましたら、自宅にも訪問しまして、生活状況については全部把握しております。その中でそういった精神面の不安、あるいは自立に対しての方向は、就労以外の部分でも随時アドバイスさせています。ただ、就労に関しては、やはり専門的な知識が必要ということで、就労指導員を活用しているといった状態でございます。

○吹田委員

そういう中で直接的に指導するわけですが、御本人との会話等も含めて進めると思うのですが、実際の就労指導員というのは、そういう部分も踏まえた形でやっていらっしゃるといって見られるのか。

また、私は、指導員がそういったケースの方々とどのように対応されているかについて、どのような実態を把握していらっしゃるのかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○（福祉）生活支援第2課長

まず、就労指導員との面談に当たりまして、事前にケースワーカーは、要保護者がどのような状況にあるのか。就労の阻害要因といったものについては一通り説明しておりますので、そういったことがわかった状態で面接をしている状態ではあります。

あと就労相談に当たりまして、必要に応じてケースワーカーが同席して、その世帯に対して、例えばかけ離れたような話がないようにといたしますか、そういった形のフォローというも行っているところであります。

○吹田委員

今のお話では、ケースワーカーが立ち会っている状態だということですが、これは毎回必ずやっていると考えてよろしいですか。

○（福祉）生活支援第2課長

これまでは毎回立ち会っていました。しかし今回、就労指導員の業務内容の見直しをしていく中で、同じ人が何回も相談に来ることがあるわけですから、その中で毎回ケースワーカーが立ち会う必要があるのかという話になりまして、特に行動等に問題がある場合、あるいはどうしてもケースワーカーの補足等が必要な場合に限定した同席に移りつつあります。

○吹田委員

私のほうにもそのような話があって、そういうお話をさせていただいている方からは、やはり就労指導員の個人的なやり方の方法というか、指導の仕方、進め方について若干の差異がありそうだと感じました。皆さんの実際の業務は、ケースワーカーの方もやっていたらっしゃるし、さまざまやっていたらっしゃる。指導員も含めてそういう方々が毎日どのような感じでそういう業務をされているかということについて、管理者である方々がきちんと把握をされているのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。その辺はいかがですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

委員の御質問の生活保護者に対する対応というのは、就労指導員に限らずケースワーカーすべてに当たる話かと思うのですが、実際に生活保護者との面談に当たってどのような対応をしているかというのは、管理者が毎回把握しているわけではございませんので、個々の例までということになると、把握しきれないのが現状でございます。

ただ、職員に対する教育というのは随時行っているところではありますし、何か問題があったときは、あるいは投書なり電話なりで連絡があり、こちらに非がある場合については、改善するよというところで指導は行っているところがございます。

○吹田委員

今、さまざまところで、どこでも苦情解決という言い方をしますが、ある部分で組織的なものと皆さんは思っていたらっしゃる。特にこういう微妙な問題を抱える場合で、生活保護の場合は特にそうだと思うのですが、こういうところについての御意見とか苦情とかについては、受入れがスムーズにできる形になっているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

苦情については相談室が受付担当になっておりますので、そちらで受け付けることになっております。

○吹田委員

さらに、生活保護のこういう微妙な問題について、非常に近いところでそういった情報等を集めると、基本的にはだれが言ったという話になります。また、そういった事例があったときに、その方に解決がついたことを伝えなければだめだという作業をすることがあると思うのです。だから、そういう面では、逆の立場で、ただ単に市役所に言いっ放しになれるような立場であればいいのですが、この場合は全く違う立場なので、その面ではこの辺の配慮が非常に必要だと思うのです。

皆さんも、立場上、守秘義務がありますので、何でも言えることにはならないと思っているので、こういう部分について、内部的にきちんと検討して進めるのが一つだと思います。この問題について、いろいろ見ていると、私からしますと、多くの母子家庭では、女性が問題になって母子家庭になっている数は非常に少ないと思います。だから、そういう意味では、そういう方々をいかに自立させるかということについて、担当者の技量が非常に大きなところもありますので、その辺のところをぜひ改めて毎回見直しをかけるぐらいのつもりでいただきたいと思います。この辺のところの取組を今後どのようにされるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

本来、生活保護というのは、自分の持っている能力を最大限発揮して、それでもなおかつ生活できない場合に適用になるものでございます。委員からは母子家庭ということでお話ありましたが、母子家庭に限らず、働ける方についてはすべて働いていただくと。今は一時的に仕事ができなくて生活保護を受けている方も、将来的には自立するのだという意欲の下に、たまたま生活保護を受給しているものだというふうと考えております。そういう場合であれば、仕事を探すということに関しましては、お互いの求めるものは一致しているはずなのです。

ですから、トラブルというのは本来起きようがないはずなのです。ところが、中には生活保護を一度受けると、

ぬるま湯につかると言ったら言い方がちょっとあれかもしれないですけども、樂をしたいというふうに思う方がいます。そうすると、例えば仕事ができるという判断で、こちらが指導しているにもかかわらず、何か働けないとかという方とは、どうしても考え方の食い違いが出てきます。私どもは指導するという立場がありますので、そういうやりとりの中で多少厳しいことも言わざるを得ないので、そういう方にしてみれば、ちょっと我慢できないような発言に受け取られることもあるかもしれません。そういった部分というのはどうしても避けられないことはあるのかと思います。

ただ、私どもが一方的に、あまり苦情も言えないような弱者に対して、目上からという立場で物を言っているのであれば、改善しなくてはならないことですので、個々にそういった例がありましたら、今後とも修正に努めていきたいと思っています。

○吹田委員

よろしくお願ひしたいと思います。

また、今回は大震災があつて、生活がその日から一挙に変わってしまった人がたくさんおられるということでありますけれども、一応想定外だということではだめだとなりまして、今後こういうことがあつた場合は、そういう形で小樽市でもそういうことが起こるかもしれませんけれども、こういうときにそういう生活の基盤をなくした方々をどのような形で緊急に救うようにするかという部分で、この辺については生活保護という感じでないかもしれませんが、この辺の進め方については、現在どのような形になると思いますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護というのは基本的に国の制度ですので、市独自に何かできるということはほとんどないのです。小樽で震災があつた場合の対応ということですが、もし震災があつたとなると、これは当然小樽だけではなくて、後志あるいは札幌とか、下手したら北海道全体とかということが被災地になり得ると。そうなつた場合にどういった形で処理するかというのは、国から通知が来て、しかるべき措置を示されるものだというふうに考えております。

一応、今回の東日本大震災に準じた取扱いになるかと思うのですが、その場合、国からは被災者の保護相談については迅速に対応すること、また保護制度とか他法他施策の説明についてきちんと行うこと。それと、保護申請の意思が確認された者に関しては速やかに申請書を交付すること、保護申請を受け付けることです。保護の決定については速やかに行い、開始時の調査ができないことを理由に保護を遅らせないこと、それと開始を決定したときには速やかに保護費を支給することという通知が出ておりますので、これに準じた取扱いになるかと思ひます。

○吹田委員

この辺は非常に難しいところでして、今も何か聞いていると、実際に何も無い形で、多くの方は、銀行も無いし何も無いから実際にお金が全くない状態になつてしまつて、そういうときには、やはり生活資金の貸出しですとかが必要ではないかと、私は思ひます。そういう形の動きというのは、小樽市の場合は今の状況ではできることがあるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活福祉資金の貸付けについても、国から通知が来ておまして、緊急小口資金ということで、今回の震災に関しても、当面の生活費が必要な人に関しては、原則 10 万円まで貸し付けるということで、これを活用するようという通知が出ています。このほかに小樽市の生活支援課におきまして緊急生活資金の貸付けというのも行つておりますので、緊急の場合、当面のつなぎ資金についての貸付けは可能というふうに考えております。

○吹田委員

この辺についても、いつ何が起こるのかという予測がつかない部分もありますので、そういう部分については行政として常に対応ができるような体制を持ていただければと思ひます。

◎生肉の取扱いについて

続きまして、今、食肉を生で食べるものについて問題になりまして、皆さんも結構食べていらっしゃると思いますが、ユッケの話がされていましたが、小樽でこういう生の肉を、牛肉ですけれども、さまざまあると思うのですが、こういうを取り扱っている業者について、保健所ではどのような形で全体を把握しているのですか。

○（保健所）生活衛生課長

まず、読み方なのですが、ナマ肉、セイ肉という読み方がありますが、保健所ではナマ肉と呼ばせていただいていますので、それで統一したいと思います。今、御質問がございました生肉を扱っている施設をどのように把握しているかということですが、保健所では食品衛生法に基づく許可申請があった場合に、その中身について業者から話を聞いて、もしその生肉等の取扱いがある場合については、保健所から指導をしているということでございます。

ただ、既存の施設につきまして、これまではきちんと把握しておりませんでした。今回、国から一斉監視をするようにという指示が5月にございまして、それに基づきまして、今回、該当する施設に監視を行った結果、大体市内での数と言うのはわかったということでございます。

○吹田委員

いずれにしても、この辺の問題が起こらないようにしなければならないとは、皆さんも思われていると思うのです。この問題について、特に今は、例えばレバーについても何かちょっとクエスチョンマークになっているということで、国の衛生基準の中で、こういう問題、市の保健所としてそもそも生で食べられるものを供給している、小樽のそういった食肉業者というか、そういう肉を提供している会社はたくさんあるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

平成10年に国から通知がございまして、その中では生肉を一切食べてはだめだということではなくて、生食用として加工されたものについては提供してもいいというふうになっておりますので、それについては、国から指示のありました5月の一斉検査の中で保健所が調べた結果、小樽市内においては、約30施設がそういった生食用の食肉を取り扱っている施設であるということを今回把握しております。

○吹田委員

そもそも飲食店に、これは生で食べられますということで肉を提供している食肉業者は何社ぐらいあるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

もともと生食用として提供される施設というのは、牛肉に限って言うと全国に12か所ございます。ただ、この12か所につきましては、国の報告を見ますと、流通で出回っているものはないと言われております。ただ、実際には今回の事件を起こしました焼き肉チェーン店のように、加熱用の食肉を、自分のところで加工して、それで提供して食中毒を起こしたということがございますので、本来、生食用として出回っていない加熱用のものを加工して出したところが原因の一つですので、小樽市内におきましてはもともと生食用のものが出回ってございませんので、それにつきましては保健所から生食用として提供しないでくれというような指導をしているところでございます。

○吹田委員

そうしますと、小樽市内では、いわゆる正式に全部で12社ある中で、生で食べていい材料を提供しているところというのは、本来はないということでもいいわけですね。

○（保健所）生活衛生課長

各焼き肉店につきましては、それぞれ自分のところで原料となる肉を入荷しているのですが、入荷できる先が全国で12か所しかないということです。その入荷先の12か所につきましては、実際には出していないということですので、小樽市内ということではなくて、全国規模に見ましても、生食用として出回っているものがない中で、

今回の事件が起きておりますので、小樽に限らず、もともとそういったものはなかったというふうに認識しております。

○吹田委員

今のお話を聞きますと、そもそもそういう商品を売ること自体に無理があるという感じがするのですけれども、この辺のところは非常に微妙な部分なのです。私は小樽の肉というか、どこでもそうなのですけれども、こういう食中毒というのはさまざま起こるのですけれども、起こるとやはり全体のイメージが落ちるのです。だから、そういう面ではそういうふうにならないようにするための一つのチェック機関として、保健所があると思いますので、その辺のところをきちんとフォローしていただくしかないと思います。

また、現在、食中毒シーズンに入りまして、これだけ気温が上がっていますし、湿度も高くなっているということで、今、保健所ではそういったさまざまな形の中で食中毒の啓蒙、又はチェックも行っているのですけれども、現在どのように行っていますか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所における食品衛生監視につきましては、毎年度、小樽市食品衛生監視指導計画というものを策定しており、これに基づきまして年間計画を立て、約6,700から6,900の施設を回っています。その中で重点監視項目というものをつくっており、食中毒防止対策として、平成23年度であれば3点重点項目を掲げております。一つ目はノロウイルス対策、二つ目がカンピロバクター、三つ目が家庭における食中毒の予防ということで回っております。

委員から質問がございました食中毒の予防についてなのですが、現在、夏の一齐点検中でありまして、該当施設の中には生食用を使っている施設もございますので、そこには個別に指導を続けていくほか、現在、市民にも啓蒙が必要だというふうに考えておりまして、ホームページだとか、あと時事放声社にお願いした街頭放送だとか、あと保健所のパトロールカーによるPRを実施しております。

そのほか8月に入りますと、今度は食中毒防止街頭PRもやりますので、その中で生肉の取扱いについて市民に啓蒙していくほか、食品衛生講習会も実施しておりまして、こちらについても今回の事件を受けまして、工場だとか店舗単位で生肉の取扱い等について注意喚起をしているところでございます。

○保健所長

少し補足させていただきます。委員の御心配のように、今回のユッケ事件を受けまして、私どもで、小樽市内にいわゆる生で肉を提供している施設があるかどうかの一齐調査をいたしました。先ほど生活衛生課長も申しましたように、今までも小樽市保健所は、生食用としておろした肉以外は、生食用として提供しないようにという指導をしております。今回もその指導は一貫して変えないということで臨んでおります。

非常に具体的な話で申しわけないのですが、いわゆるユッケ井用ということでつくられて冷凍されたもので、それを自然解凍したものは使用可能でございますけれども、焼き肉用の肉として納入したものを、衛生的な環境で表面をトリミングすればユッケとして出していいかということにつきましては、小樽市保健所はノーということで、それはやめてくださいという指導をしております。これがほかの保健所とはちょっと違うことになるかもしれませんが、それは確認の上で進めておりますので、今回のユッケ事件を契機に、今まで以上に小樽市内ではユッケが食べられなくなったということでよろしいというふうに考えており、生食用として納入したものの以外は生食として提供しないでくださいという方針は変えてございません。

ただ、委員も御存じのとおり、これを守らなかったからといって罰則がございませんので、これはあくまでも私どもの指導ということでやっているとござります。先ほど生活衛生課長がいろいろと答えた中には、今回、厚生労働省は牛に限って実態調査をするようにということでございましたけれども、私どもは豚も鳥もレバーも牛もすべて調べまして、それぞれに応じて同じように、生食用としておろしたものの以外は、生食用として出さないようにということを一軒一軒に指導したところでございます。

○吹田委員

今の保健所長のお話を聞きましたら、何となく安心できるのかと思いましたが、一つには販売する方々のモラルの問題があるわけですから、販売店がきちんと指導を守っていただくよう、この辺についてもさらに進めていただきたいと思います。

◎新市立病院の建設について

続きまして、今、新市立病院が実施設計に入っているわけですが、これは基本的には設計会社が進めていると思います。私は、今までも、建設にかかわっては税金を使いますので、必要なものをいかに税金のかからない形でつくっていただくかということで、私が平成会にいたときに、小樽市内の関係業者の方々と議員の懇談会がありまして、その中で地元の方を活用するのは、やはり地元であるがゆえに、遠くから来る方々と違って、より有利な仕事にかかわれるということですから、そういう形で遠くから来る人たちよりも安くできるのは当然だと思っていますので、そういう中で大いに活躍していただきたいということを話しました。

今、実施設計の段階ですから、恐らく具体的な数字が出てくると思うのですが、こういう中で小樽市の病院に対するスタンスが設計や積算に影響するのと思うのですが、これにかかわって建設部ではこの部分についてどのようなかかわりを持っているのかをお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

○（経営管理）松木主幹

新市立病院の建設に係る建設部のかかわりでございますが、現在、新市立病院につきましては実施設計の作業を進めて、今後、実施設計図を作成し、それに伴いまして数量等の積算業務を行って、工事設計金額を決定してまいります。そういった作成の中で、当然、病院局と設計事務所で協議をして、単価の算定の根拠ですとか諸経費等の算定の方法といったものにつきましても、建設部との協議の中で、最終的には病院局で決定していくこととなります。

ただ、現在建設部で発注をしております一般的な工事における積算におきましては、基本的には北海道建設部で発行してございます北海道建設部管轄工事積算基準ないしは標準単価といったものを準用して算定をしているところでございますが、今回の新市立病院につきましては、学校ですとか公営住宅とは、規模ですとか用途が非常に異なりますので、今後とも単価の算定根拠については、北海道の単価ということではなく、大規模建築物の数量に見合った見積りの単価の採用ですとか、例えば諸経費につきましても同様に同規模建築物の実勢の比較の中で、今後検討して、建設コストの圧縮といったことに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○吹田委員

数字については、今、病院局と設計会社で、そういう形で進めるのだと思いますけれども、この中身的な部分の最終チェックをするときには、建設部でもかかわるのでしょうか。

○経営管理部武藤副参事

そういう数字の設計書のチェックに建設部がかかわるのかという御質問ですが、今、病院局に新築担当ということで配置されています建築技術職は、私も含めて3名おります。それと建設部建築住宅課の機械設備と電気設備、それぞれ1名ずつが併任辞令で配置されてございます。ですから、そういった意味では、建設部に籍を置きながら新築設計のチェックをしていくということですので、私どもがチェックしたものを改めて建設部のチェックということではなくて、チェックする過程で、今、主幹が申しあげましたいろいろな道の積算基準の情報ですとか、そういったものを共有して連携する中でチェック対応していくということで連携してございます。

○吹田委員

私は、基本的に、設計は、例えば道の単価に合わせてつくるのだというようなことですが、確かに病院は他の公共施設と内容が大分違うので、数字的なものを見ながら、最初から努力して、設計の段階でもさまざまなものを使うことになると思うのですが、そういう数字をいかに下げるかということに努力するのが普通であると考えている

のです。設計単価のさまざま基本的な部分について、先ほどの御答弁ではこの単価に合わせた形で数字をつくると考えていいのですか。

○経営管理部武藤副参事

ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんけれども、先ほども主幹が説明しましたけれども、基本的には北海道の積算基準等を準用する形ではございますが、大規模な事業でありますとか、例えば一つの例を申し上げますと、何かパネル 1 枚があったとしまして、それが北海道の単価基準で例えば 1 平方メートル当たり 1,000 円という価格だったとします。そうしますと、今回の病院の建設事業では、非常に大きな数量で入ってくるものですから、その場合は設計の中で見積りを取りまして、道の単価と比較する中で低いものを採用する。また、さらには当年度の見積りをとる段階では、前年度の見積りと、あと実際に前年度の実勢取引価格も、製造所なり商品の販売代理店から見積りを徴しまして、それで査定率等というところから算出しまして設計単価を決めるということですので、実情に合った適正な設計単価を入れていくということでございます。

○吹田委員

私は、やはり一つには利益をどう使うかという部分を考えていますので、これに向けて、さまざまな方々が努力されて結果を出していただくというのが大事だと考えますので、その部分をぜひお願いしたいと思います。

◎新共同調理場用地の建物解体費の算定について

最後に、新共同調理場の土地の問題にかかわって、土地の値段の関係はさまざまな検討をされたと思うのですが、あそこは解体費用の問題がネックになっていた感じがします。解体費用の積算の部分は、恐らく建設部がアドバイスをされたと考えるのですが、この辺のことについて、この程度かかるだろうから、こういう値段が適当だという形になっていると思うのですが、建設部では、その部分についてのかかわりが何かあったのでしょうか。

○建設部小紙次長

新共同調理場用地にある建物の解体費の算定についてでございますけれども、建設部のかかわりとしては、土地の買取りの申出があった段階で、庁内で検討するとき、基本的には市長が答弁しておりますけれども、市が土地を買うときには更地の状態での取引になるということで、更地での土地の価格の算定を行ったところでございます。あそこには建物がいっぱいあり、その解体費はどのぐらいになるのだろうかという話が出ましたので、建物については建設部が一つ担当してございますので、参考までに、建物の解体費について、私どもが持っておりました資料から、建物の構造と床面積という大きな二つの要素の中で、大まかな概算として解体費を算出したというところでございます。

○吹田委員

その中で一つだけお聞きしたいのですが、あそこの建物のアスベストについては、どのような感じになりますか。

○建設部小紙次長

今、御答弁させてもらいましたように、私どもが積算いたしましたのは、床面積と建物の構造という資料だけで算定してございますので、現地へ行きまして、私の見た中ではアスベストはありませんでしたけれども、具体的にアスベストがあるかどうかという話は、私としてはお聞きしておりません。

○吹田委員

わかりました。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 28 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○中島委員

◎視力障害者への情報提供について

それでは、最初に視力障害者の情報提供、とりわけ公的分野の情報提供について質問いたします。

情報収集ということになれば、聴力、視力で大方の情報を得ることがほとんどですけれども、視力障害の皆さんの情報収集に関してはいろいろと大きな問題があると思います。まず、現在の市内にいる視力障害者の方々の数、視力障害 1 級、2 級がそれぞれ何人で、合計で何人ぐらいなのかをお聞きします。

○（福祉）澤里主幹

今、御質問をいただいた視覚障害者の数なのですが、直近の平成 23 年 4 月現在ですと、1 級が 146 名、2 級が 112 名、合わせて 258 名というのが小樽市の状態です。

○中島委員

約 260 名ということですが、そのうち一人で生活している方の数については、具体的に数えたことはないということでしたけれども、大体でもいいので、そういう方々の数をどれぐらいだというふうに把握していらっしゃいますか。

○（福祉）澤里主幹

今お尋ねがありました、単身で生活されている方の数については、小樽視覚障害者協会に確認しましても、実態を把握されていないということではあったのですが、私どもが持っています高齢者リストと障害者手帳の交付台帳を突合したところ、実態調査をしていないので正式な数かどうかは別にしましても、35 名が単身で生活されているというふうに考えております。

○中島委員

約 35 名の方が一人暮らしだという状況だと。実は小樽市は、昨年 11 月 19 日に、視力障害者の方々に対する情報提供の一つである視覚障害者用活字文書読上げ装置というものを利用した講習会をやっております。この講習会が行われた目的、当日の参加人数、ここら辺の状況、反応などはどうだったのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

講習会につきましては、公的機関あるいは近隣町村を含めて、市の職員も含めまして 44 名の方に参加いただいております。目的については、視覚障害を有している方に対して、いわゆる音声コードを付した文書を送付して、個人情報なり行政情報を伝えたいという目的で行った経過があります。

○中島委員

今回、自治体公的機関における音声コード導入ガイドということで行われた学習会の最初のところでも、中途失明の方の増加もあって、点字の利用者が視覚障害者全体の約 10 パーセントと本当に少なくなっていて、聴覚に頼った情報収集がかなり主流になってきているということが記されておりました。改めて、小樽市の視力障害者の方々に向けた情報伝達のための援助としましては、障害者ハンドブックによりますと、先ほど言った視覚障害者用の活字文書読上げ装置というものが視覚障害 2 級以上の方々に提供されるようになっていますが、これはどういうもので、どのような形で情報提供できる仕組みなのか。その中身と、具体的にこの装置を使っている方、提供している方、

支給した方々がどれぐらいいるのか。導入時の個人負担として、どういう方々にどのような負担で提供されているかというあたりのことをお知らせください。

○（福祉）澤里主幹

今、中島委員からお尋ねがありました活字文書読上げ装置なのですが、平成15年度から日常生活用具の給付の一つとなりまして、この間12台、実際には亡くなった方もいらっしゃるのので、現在は10台です。これについては、ワードでつくった文章にSPコード、いわゆる音声コードを所定の位置につけて、それを読上げ装置にかけますと、書かれている文章を音声で読み上げて、情報を伝えるという仕組みになっています。

（「費用負担については」と呼ぶ者あり）

費用負担についてですが、日常生活用具なので、原則は1割負担になるのですがけれども、低所得者については負担なしということで、申請があった場合には、障害の1級、2級、いわゆる重たい方に対しての日常生活用具として給付をしているという形です。

○中島委員

1割負担の上限は幾らぐらいになるのですか。

○（福祉）澤里主幹

きちんとした価格は今手元にないのですが、約10万円近くしまして、その1割が上限になっています。

○中島委員

平成15年度から既に活字文書読上げ装置が導入されて、平成22年11月に学習会をやって、公的分野でもっと使おうではないかというお話をされたということなのですから、読上げ装置を利用して得られる情報を、小樽市がどんな形で発信しているかということが問題だと思うのです。実際に一般の文章そのままではだめなわけですから、読上げ装置で読めるようにするためのSPコードに変換するための装置は、小樽市ではどこに置いてあって、どのような文章やどのような情報を提供しているのか、そのあたりはどうですか。

○（福祉）澤里主幹

実はSPコードを印刷するソフトにつきましては、今、日本視覚障がい者情報普及支援協会のホームページにアクセスをしますと、SPコードを印刷するソフトを無料でダウンロードできる仕組みになっていますが、庁内的には地域福祉課のパソコン2台に、そのソフトが入っているというのが現状です。

それと今、実際に私どもでやっている部分については、視覚障害者の方が出席される会議資料、あるいは視覚障害者に対する通知というものに使われているということで、わずかですけれども、そういった形の利用をしています。

○中島委員

今の答弁では、他課では使われていないという状況で、活用されているとは言えないというのが私の率直な感想です。

それで、実際に公的分野に必要な情報というのが、視力障害者の方々にとってどのような状況なのかということいろいろな方に聞いてみましたら、なかなか深刻なのです。固定資産税、国民健康保険料など、個人のプライバシーにかかわる数字が入った情報が来るわけです。多くの方は同居の家族に読んでもらうという形ですが、ひとり暮らしの方はそれができないので、どうしているかを聞きましたら、いつも出入りしているヘルパーに読んでもらって知られるのが嫌だから、たまたま郵便局の方が来たときなど、一過性に来る方を呼びとめて読んでもらっているとか、郵便局に行って読んでもらったとか、あるいは頼める方が来たときに読んでもらうとか、いろいろことで苦労しているのです。聞いたときの記憶が続かないということもあり、もう一度確認するという作業ができなくて大変なのだとおっしゃっている方が何人かいらっしゃいました。

それで、実は小樽市は平成15年度に導入して、去年は学習会を開いて、公的分野でもっと広げようという話もし

ているわけですが、具体的な対策だとか検討の中身というのは、何かあるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

今、中島委員のおっしゃったとおり、学習会をやった後、全庁的な取組が進んでいないのは事実だというふうに認識しております。ただ、今、電算で一括処理している帳票類を打ち出した際に、今の状態では音声コードをつけるというのは難しいということなので、なかなか前には進んでいないのは御指摘のとおりです。ただ、例えば納税通知書などにすべて音声コードを振るのは難しいとは思いますが、例えばどのような文書を市役所から送付したのか、担当課はどこなのか、どういった内容なのかというような形がいいかどうかは別としましても、送られた文書の内容について、わかるような形で音声コードを印刷していくような検討をしていきたいというふうには考えています。

○福祉部長

今、主幹から答弁をさせていただきましたけれども、要するに行政情報のユニバーサルデザイン化といいますか、障害だけではなくて、例えば災害のときに、ホームページなどでもPDFファイルだと携帯電話とかスマートフォンですぐに読めないということがあります。現在、衆議院は通過いたしましたけれども、障害者基本法の障害者差別が一切あってはいけないという精神にのっとりわけですから、今年度中に策定します第3期障害福祉計画の中で、現在の小樽市から、あるいは北海道も国もそうなのでしょうけれども、そういう行政から発信される情報について、今行われている情報伝達はあまりにも障害者の方に親切とは言えない中身です。先ほどSPコードの話が出ましたが、SPコード自体の精度が当初は非常に悪かったこともあって普及しなかったことは事実だと思います。少しずつ改善されて、今はSPコードだけではなくて、バーコードだとか、あるいはQRコードの中に音声を入れたものとかが開発されつつあります。テルミーとかスピーチオという特殊な機械ではなくて、例えば障害者の方々がよくお持ちのらくらくホンという携帯電話で、今のようなコードを読む研究が進んでいますので、そういうもので読めるようにすること。あるいはホームページを閲覧して読み上げることができるようにホームページを改訂していくとか、そういう作業を市の各部局に、この第3期の障害者福祉計画を策定する際には、全庁的にそういう文書なり、それからお知らせについての内容を、どういうふうに障害者の方々にお伝えするのか。それは視力障害者だけではなくて、ほかのこともそうですけれども、それから災害のときに伝わりやすい方法は何かということを含めて再検討をしてまいりたいと考えています。

○中島委員

私は、学習会の資料を読ませていただいて、改めて全国で音声コード活字文書読上げ装置を導入して活用しているいろいろな情報を調べてみましたら、自治体でもあるのです。東近江市では、お知らせ、納税通知、国民年金、保険医療費を通知していますし、滋賀県では納税通知書や公共料金の通知書などをきちんと視力障害者の方に届けているので、これはどのようにしているのかということをちょっと調べてみました。東近江市は人口11万4,000人ぐらいで、小樽市よりは小規模ですけれども、10万人の人口があるところです。そこでは保険年金課と障害福祉課にスピーチオというものを2台設置して、各課の皆さんが必要な通知文書を作成したら、最寄りのスピーチオに持ち込んで点字化、SPコード化をして発送するというのです。そういうことがもう何年来も実施されていると言っていました。対象者リストも出されていて、28人を対象にして、その方々の名前が出てきたらSPコード化をする人が16人、点字化を希望する人が17人、これは各課共通でこういう個人認識を持っていまして行っているというのです。

だから、こういうことを実際に行っているところがあるということは、小樽市でもぜひ検討できる課題ではないかというふうに思うわけです。部長からはそういう答弁をいただきましたけれども、先延ばしの課題ではなくて、やはり障害があつて目の見えないひとり暮らしの方々に、適切な情報を提供する対策が必要だと思うのです。もし障害者計画をつくるまでにまだ時間があるのだとしたら、具体的な対策が必要だと思います。

それで、雪対策課長も本日はいるのかもしれませんが、お話しはしていませんでしたけれども、今回、間口除雪をするときの対象者に福祉除雪の対象者を挙げまして、何回も連絡をとって、ぜひやりたいという通知がこの障害者の方に行っていたのですけれども、全盲のために連絡が一切わからなくて、結局、間口除雪ができないという経過があったのです。たまたまこの方から除雪依頼を受けていた私は、もしかしたら今年の対象になるかもしれないと思い、雪対策課長に聞いたら、何回連絡をとっても連絡のとれない方のお一人ですということが早速わかりまして、直接本人を訪問して、間口除雪の対象になることを伝えて、了解して始まりました。

こういう形で、せっかく市がいいことをやろう、福祉の前進だという中身に取り組んでも、視力障害者の方々に伝わらなかったという経過があったのです。そういう点で具体的な中身が進まない間は、せめて各課で対象者リストに基づいて訪問して情報提供する。当面の間、このような対応を検討できないかと私は思っているのですが、部長はどう思いますか。

○福祉部長

これは今回の防災の関連でも要援護者の避難プランといいますか、援護しなければ避難ができない方を支援する方がどなたかということを決めなければいけない、あるいはその基本的な情報を共有しなければいけないということがあるのですが、この作業がかなり遅れていました。そのことを今年度は交付金事業などを導入してやることにしておりますので、その中で例えば今の独居の方が35人、これも概数ですけれども、そういう情報をもう少し細かく把握をして、実際に伝えるのはSPコードがいいのか、あるいは直接お電話をするのがいいのか、訪問するのがいいか、それは別にして、そういう方々にその情報が間違いなく行き届くような対策を考えております。

○中島委員

今日、初めてそういう提案を具体的に聞いたものですから、これからの計画の中でぜひ真摯にこの問題に取り組んで前進させてほしいということをお願いして、この項目については終わります。

◎生肉食中毒事件について

次に、生肉食中毒の問題について、他会派の委員からも質問がありましたけれども、質問をさせていただきます。

御承知のとおり、本年4月に富山県の焼き肉チェーン店で集団食中毒が発生して、幼児を含む4人が死亡しています。食の安全の問題として日本じゅう挙げての問題になりました。その後、厚生労働省から、生肉を取り扱う施設に対する緊急の監視指導の通知が出されていて、調査も終わりました、報告も出されております。そしてさらに、その結果、厚生労働省の諮問機関では、生肉を扱う基準、あるいは罰則も含めた規制も検討中ということを知っております。

それで、全道でも、それから全国でも、飲食店の関係で基準が守られていないところが多かったというのが実態です。小樽の実態についてお聞きしたいのですが、初めに調査対象は生肉を扱う施設ということですが、どのような施設を対象にして、それぞれ調査対象件数と実際に調査をした件数を教えてください。

○（保健所）生活衛生課長

御質問にございました生食用食肉の緊急監視の対象施設でございますけれども、対象としている生食用食肉なのですが、今回、国で言ってきているのは、牛と馬の生肉だけということで、具体的にはトリミングという表面を加工する工程がございまして、これがきちんと行われているかどうかという点検が主な部分でしたので、この部分についてということで、牛と馬の生肉というふうに指定してきております。

実際に小樽で許可している施設につきましては、平成23年3月31日時点での許可施設数は、飲食店営業は1,892件、食肉処理業は19件、食肉販売業は158件の合計2,069件となっております。

それぞれの営業の中身なのですけれども、食肉販売業は実際に肉屋を指しております、食肉処理業は、枝肉を加工して食肉販売店等におろす施設を指しております。一番多い飲食店営業につきましては、主に焼き肉屋だとか焼き鳥屋、又はすし屋だとか、中には普通の居酒屋でも生食用の食肉、牛肉を扱っている施設がございまして、

そういった施設も飲食店営業の中に入っております。

ただ、全部の施設を回るということではなくて、あらかじめ保健所で持っている情報だとか、電話や文書の聞き取りを行いまして、検査で回った施設は飲食店388件、食肉処理業11件、食肉販売業39件の合計438件でございます。

実際にこの中で生肉を取り扱っていた施設につきましては、事件等が大々的に報道されておりましたので、既に実質的に販売を取りやめている施設もございまして、そこは除き、飲食店営業が24件、食肉処理業2件、食肉販売業4件の合計30施設となっております。

○中島委員

実際の調査件数は30件ぐらいですから、大幅にこれがダウンして調査が行われたということですが、その結果、基準が守られていなかった件数、全国と比べた比率、全道と比べてどうだったかということをお答えください。

○（保健所）生活衛生課長

小樽の施設での不適合率が答弁したいと思いますけれども、飲食店営業に関して言いますと、小樽での不適合率は66.7パーセント、同じく北海道では64.5パーセント、全国では51.8パーセント。食肉処理業につきましては、小樽での不適合施設はございませんでしたのでゼロ、北海道では36.4パーセントで、全国では35パーセント。最後、食肉販売業に関しましては、小樽での不適合率25パーセント、北海道50パーセント、全国35.6パーセントとなっております。小樽の全体の不適合率で見ますと、全国と北海道の間ぐらいというふうに考えております。

○中島委員

全国、全道、小樽ともになかなか高い数値が報告されており、小樽は全国平均よりも高い状況のようですが、生肉のももとの衛生基準というのはどのようなものなのでしょうか、簡単に教えてください。

○（保健所）生活衛生課長

生食用の食肉の基準は、平成10年度に国が出している通知に基づいた基準でございます。生食用食肉の衛生基準として設けられておりまして、中身といたしましては、成分規格目標という、検査したときにサルモネラ属菌だとか大腸菌が出ないこと、また加工等基準目標というのがございまして、これはトリミングをするときの細かい内容ですとか器具の取扱いの状況などについて細かく設定しております。ほかに保存等基準目標、また表示のための表示基準目標という、全部で四つの基準が設けられておりますが、それぞれにつきましては罰則等の規定がないということになっております。

○中島委員

トリミングというのは、肉の表面そのものを削り取って、表面は食べない、中だけを扱うものだというふうに全国で有名になったと思うのですが、実際に指摘された基準違反はどのような項目が多かったのでしょうか。小樽の場合と全国の実態との比較も含めて教えてください。

○（保健所）生活衛生課長

一斉監視の結果、不適合が多かった項目につきましては、全国で見ますと、自主検査が実施されていない施設が最も多く、全体の85パーセント。次に、器具の洗浄消毒につきまして83度以上のお湯を使うように求めておりますが、それをやっていない施設が51.3パーセント。今お話のありましたトリミングが適正に行われていない施設が32.9パーセントの順になっております。小樽の場合を見ますと、小樽で一番不適合が多かったのは、器具の洗浄に83度以上の温水が用いられていない施設が11施設で全体の64.7パーセント。次に調理に用いる加工台、まないた、包丁等の器具が生食用専門ではないという施設が2施設で全体の11.8パーセントとなっております。

○中島委員

なかなか厳しい結果ですが、正直に言って、この報告を受けて思うのは、調査対象の半数以上で基準が守られていないという中身です。新聞報道では県単位で報告がありましたけれども、和歌山県は225施設の調査をして、

適合だったところは1施設しかないという、そういう報道がありましたから、本当にこの基準が守られていないのが普通みたいな状況があったということです。これについては、どうしてこういうことになったのかということ、どのようにお考えでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市保健所では、先ほど所長も答弁いたしましたように、生食用の食肉以外につきましては、従来から必ず加熱処理した上で客に提供するという行政指導を行ってまいりましたが、実際に現場ではこういった指導については法的拘束力がなく、指導が徹底されていなかったという事実があると思います。

厚生労働省で設けております食肉処理の施設基準につきましても、先ほども話がありましたが、牛につきましては全部で12か所ございますけれども、実際には流通しているものがないという事実もあった中でこういった事件が起きておりますので、背景には、国と業者とあと実際に客と、それぞれの考え方のギャップがあったのではないかとというふうにご考えております。

○中島委員

先ほどもこの話が話題になりましたけれども、1996年に牛レバーの生食でO-157による食中毒が相次ぎ、厚生労働省で、この事件後に生食用食肉の衛生基準を決めており、そのときに専用の施設で衛生管理を徹底するなど、基準を満たす処理をした肉だけが生食用として出荷できるというふうにご決めているのです。しかし、この基準は牛、馬、それからレバー、肉を対象にしたもので、厚生労働省の報告によると、2008年度以降この衛生基準を満たす牛肉の食肉センターからの出荷実績はないという報告で、厚生労働省がつくった基準を満たした生食用の肉は一切出ておりませんという中身なのです。では、私たちが食べていた生肉は一体どこからどう来たのでしょうかということが問題になるわけですが、その背景には、やはり衛生基準を決めながらも、きちんと守らせるための法的規制が全くないまま、現在も野放しになっているというのが実態だというふうにご指摘されております。

小樽市保健所は生で食べてはいけないという指導をしてきたと言いますが、実際は生食が横行して、メニューにたくさん載っているわけです、市内の飲食店業でも。そういうあたりでは業者に対する指導、それから監査、チェック、こういうものについてはこの数年来どういった対応をしてきたのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所では、これまで一貫して生食用食肉については、きちんと出荷される段階で加工されているもの以外は使ってはいけませんという指導をしてきておりますけれども、実際には常に流通していたのではないかと御指摘かと思うのですが、保健所では、夏場の一斉点検とか食品衛生監視計画に基づく監視等を通じて、個別に相談があった施設とか、又は事故等があった施設に対しての指導はしてきておりますけれども、今回の国からの一斉点検ということがあるまでは、なかなか実態もつかめていない状況でございましたし、今後、国からの強い基準を待って指導していかなければだめだというふうにご考えております。

○中島委員

そうしたら、今まで生肉が原因と思われる食中毒の発生というものについて、保健所では把握しているのですか。

○（保健所）生活衛生課長

生食用食肉が原因と考えられる食中毒でございますけれども、ここ3年間の数字を見ますと、平成22年度は全体で食中毒件数が3件ございまして、そのうち生食用食肉が原因と考えられる食中毒は2件ございました。中身につきましては2件とも家庭で起きた食中毒でございまして、1件はレバニラ炒め、サルモネラ属菌が原因、もう一件がレバ刺しで、カンピロバクターが原因というふうにとらえております。21年度は食中毒件数ございませんでしたが、20年度には全体で2件の食中毒がございまして、そのうち1件は生食用食肉が原因と考えられる焼き肉店でのレバ刺しが原因で、このときの原因菌としてはカンピロバクターで、9人の患者が出ている状態でございます。

○中島委員

実際には食の嗜好がどんどん変わってきて、生食を好む方もたくさん出てきて需要がある中で、非常に残念な事件が起きたわけですが、やはり国としての管理基準があいまいな中で起きた問題でもあると思って、安全に提供するための対策がとれるのかどうかということが問題だと思います。

既に鳥取県などでは、生レバーを食べることを禁ずるという条例を議会に提案するということが話題になっておりますが、今は、厚生労働省の審議会で審議中ということで、カツオのたたき並みになるのかという気もするのですが、今後の動向が注目される場所だと思います。厳しい監視をすると同時に、安全に提供するための対策と需要にこたえられるのかどうかという点で、ぜひ注目していきたいと思うのですが、保健所としてもぜひこういう情報提供と、また業者に対する対応もやっていただけたらと思うのですが、今回の一斉調査、監視の中で、市内の業者の反応とか実態、それについての変化などはどうだったでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今回の一斉監視で、それぞれ回った監視員に話を聞いたところ、ほとんどの店が生肉の取扱いについては非常に神経質になっており、監視に行く前からもう既に提供を自粛している施設だとか、監視に行った時点で、私のところは自粛しますといった施設が非常に多かったというふうに聞いております。

一方、客のニーズがあれば提供したいという店や、国が厳しい基準をつくるべきだという意見も複数いただいております。保健所としても国が10月につくる基準がどういったものかをよく見極めた上で、今後の指導について考えていきたいというふうに思います。

○川畑委員

◎市営住宅の修繕について

私は、一般質問で市営塩谷住宅の改善について伺いましたけれども、引き続き質問し、確認させていただきたいと思っております。

まず、長期居住者の関係ですが、私どもが調べた調査では、20年以上住んでいる方が12パーセントありました。30年以上が34パーセントで、合わせると46パーセントと約半数に近い状況であったと思います。この半数近い中で、今後も住み続けたいというのが8割を占めている状況であります。私は一般質問で、その理由について伺ったところ、市長からは家賃がほかの住宅に比べて安い、あるいはなれ親しんだ愛着心という答弁がございました。しかし、私どもが調べた中では、具体的には引っ越しをしたくても経済的に大変だから引っ越しができない、家賃が心配だとか、あるいはほかに行くところがないというのが多くの理由だというふうにとらえています。長期居住者は、高齢や経済的不安から転居する余裕がなく住み続けざるを得ないという人が多いのが実態であります。そういう中で住環境の改善は欠かせないものだというふうにとらえています。

そこで、一つ質問させていただきますが、居住者が入れかわるときに室内の塗り替えだとか、ふすまの張り替え、畳の表替えがされているのかどうかを伺います。

○（建設）小林主幹

退居修繕に当たりましては、市営住宅の管理事務所の担当者が現地で、どこが傷んでいるかを確認します。その際に、例えば入居者の責任で破損したとか、あるいは長年の経過の中で汚れがあるといった部分につきましては、入居者の敷金の範囲内で入居者負担をしていただいております。その中で、今後、新たに入居する方の修繕に当たっては、その部分を差し引いて、そして退居修繕をしているというのが実態でございます。

○川畑委員

もう一つ質問したいのですが、入居したままといった場合には、20年、30年を経過しても、室内の張り替えだとか畳の表替えがされていないのが実情だというふうに、私は訪問した中で聞きました。畳の表替え等も計画的に進

めていくというのが一般質問の答弁でしたが、どれくらいの期間をめどに考えているのか、基準などがあれば教えていただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

畳替えにつきましては、公共賃貸住宅長寿命化計画の内部修繕計画で、それぞれ年度ごとにどの住宅を畳替えするかというのが位置づけられております。平成22年度につきましては、最上住宅2棟と塩谷A住宅について畳替えを実施しております。この計画に基づいて実施しているところであります。

○川畑委員

それでは、市営住宅の建てた時期に合わせて、長期入居者がいる中でもそれぞれに対処して改善をさせているということだとらえていいですか。

○（建設）小林主幹

長寿命化計画に位置づけして、住宅の畳替えを実施しているところでございます。

○川畑委員

それでは、次の質問に移りますけれども、長寿命化計画の中では用途廃止としている平屋建て、あるいは2階建ての住宅があるわけですが、建設から相当年数がたっているために、建物自体がすごく傷んでいます。私から見ても改修が必要だというふうに見えますし、ここに居住している方々の環境整備も必要だと思うわけです。用途廃止の住宅は改修してもらえないのだろうかという率直な声も聞かされているところです。そういうことを言う方は、決められた家賃は払っているのに、何とか改善してもらえないものかということが、本音にあるのだと思います。改修できるもの、あるいは改修できませんというものが、もし具体的にあれば教えてもらいたい。

○（建設）小林主幹

用途廃止になったからといって、住宅の修繕をしないということではございません。例えば塩谷住宅の簡2あるいは平屋につきましては、昨年度、窓枠の補修を実施してございます。

○川畑委員

一般質問では、浴室やトイレの手すり、浴室のすのこについては入居者に負担してもらいたいという答弁だったと思います。ほかに入居者が負担しなければならない改修には、どのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

入居者が修繕する部分につきましては、例えばふすまの張り替え、これは汚れあるいは入居者の責任によって傷めたという場合でございます。それとか畳の汚損が著しい場合、あと壁とかで例えば入居者の方の過失で汚れたといった部分につきましても入居者の負担をお願いしております。

○川畑委員

今の答弁ですと、入居者が自分で汚した場合は、それは自分に責任があるわけですから、当然みずからもふいたり、直したりもすると思うのです。ただ、やはり長く使っていると、ごく自然に汚れもつくだろうし、そういうものがあると思うのです。ですから、基本的には、現状を確認した上で個別に対応していきたいというのが、市の立場なのだろうと思うのですが、積極的に改修をしていただきたいと思っているわけです。居住者から改善を求められた場合には、アンテナを張って対処したいという答弁もありましたので、その実態を直接把握されるためには、アンケートなどをとったらどうですかという意見を一般質問でも言ったのですが、市として具体的な方策を検討しているかどうか、検討していれば教えていただきたいと思うのですが。

○（建設）小林主幹

アンケート調査の実施でございますけれども、通常、入居者から修繕とか苦情あるいは要望がある場合は、市営住宅の管理事務所で対応していきまして、当然そういった要望なり苦情がありますと現地を確認しております。また、

自治会あるいは住宅の中には管理人がおりまして、管理人につきましては住宅についての相談、あるいは要望、それについて必要であれば管理事務所に伝えるといった仕事がございます。そういったことで今後も対応していきたいと考えてございます。

○川畑委員

最後に質問というよりも要望なのですが、私は、居住者が言ってくれば対応するというのではなくて、その状況を市が把握して、そして管理事務所にもそういったことをすべきだという具体的な指示をすることが必要ではないかと思うのです。それはなぜかという、直接、管理事務所なりに言える人ならいいのですけれども、なかなか言えない居住者もたくさんいるからなのです。私が回った中では、そういう人も実際にいたのでアンケートなどはどうかという意見を出したのです。今後はそれらも参考にしてもらって、居住者の希望、要望を十分組み入れるような体制を考えていただきたいと思います。

○建設小紙次長

長く住まわれている方の住まいの環境でございますけれども、基本的にあの建物は長寿命化計画にのっとっていろいろと修繕なりをしているわけでございます、建物の建った古い順番から直していきましょうという基本的な考えがございます。ただ、現在、そういった形で建物自体の長寿命化を図っているところでございますけれども、内部については、我々も目が届かない部分はございますので、今後、長寿命化計画にのっとった修繕をやる中で、今、主幹から話がありましたように、自治会長や住宅の管理人だとか、あるいは指定管理者も頻繁に行っていますので、我々も現場へ行く機会に、いろいろな情報をそういった方からいただくなり、あるいは個別に今住んでいる方に聞くなりなどして、対応にできるだけ努めるような形で進めていきたいというふうに思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

それでは、私も市営住宅に関して何点かお聞きしてまいります。

◎市営住宅の維持・管理について

今、こうした施設の管理については、各市町村、県、大学などでいろいろな取組がされているようです。例えば三鷹市では公共施設の計画的な維持・保全、公共施設の一元管理、北名古屋市では公共施設の管理・運営の見直し、佐倉市では各所管部課ごとによる分散管理体制から集中管理へ、こういう市の取組や、例えば福島県、建築物の経年劣化や社会的変革による需要の変化による管理・活用、このほか青森県、京都府、大阪府、北海道、神奈川県、三重県、長崎県、また、早稲田大学でもこういう施設管理がされているようです。

最初に、本市の施設管理については、総務、建設、また教育部など、所管部課ごとに行われていると思います。今、お話をした各市で行っているこのような施設の活用ということで、本市での建設部所管の市営住宅の新規の建設や再編活用、住宅マスタープラン、公共賃貸住宅ストック総合計画についての状況をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅の計画的な維持保全についてでございますが、先ほど来出ております小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を平成22年3月に策定しております。この中では市営住宅の計画的な建替え、それから改善、用途廃止などを進めまして、更新に係る事業費だとか事業量の平準化を図ることを目的とした計画でありまして、現在この計画に基づいて事業を進めさせていただいている状況でございます。

○山田委員

それぞれこういう形で今進めているというのはわかりました。内容を変えて、市営住宅の全体について何点かお聞かせ願いたいと思います。

市営住宅の耐震化、エコや省エネルギーの採用など、この取組の内容や何棟あるのか、それぞれお聞かせください。先ほど川畑委員からもありましたが、私の住んでいるオタモイ地区では、新しく建てられた住宅がございます。その中では、鉄製のドアが結露して中に水滴がたまり、さびが起きたという苦情や、玄関には何重ものカーテンをして暮らさなければならないというようなことがあります。それともう一点は、外壁の窓が一重窓ですが、これはなぜペアガラスや二重窓にはならなかったのか。窓自体からの光はよく入ります。でも、冬期間は、凍って霜が張って、表で何が起きているのか、だれが通っているのか、そういうことが全然わからないそうです。そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

まず、市営住宅の耐震化の現状についてでございますが、市営住宅は現在75棟あり、そのうち72棟で一応耐震性が確認されております。残り3棟について耐震性が確認されていない状況でございます。

それから、省エネに関することについて、基本的にはオタモイで今建てられているところで、新築の部分でペアガラスが使われていないというお話があったのですが、オタモイ3号棟及び4号棟につきましては、二重窓を採用しておりまして、内側には樹脂サッシという断熱サッシでペアガラスを使っておりまして、外側、外部につきましてはアルミサッシで、ペアガラスは使っていないのですけれども、内側でペアガラスを使っている状況でございます。

それから、結露についてですが、そこは確かにいろいろな問題があるのですけれども、建物の使用についてもいろいろと結露の原因となるものがございますので、もし具体的にそういったことで困られている方がいらっしゃるのであれば、一度私どものほうに御相談いただければ、建物の使い方、現状を踏まえて、どうやったら結露が防げるのかというあたりについて、御相談に応じていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山田委員

本当に人間が生活していますから、どうしてもやはりそれぞれの世帯でやかんをかけたりといったことがあると思いますので、その点はよく地域の管理者に対して注意していただければと思います。

それと、今、市営住宅、こういう建築物のデータベース化については、以前も総務部かどこかで、そういう形でされていると思います。そのデータベース化と新規の情報項目、新規の特に考えているような点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

施設建築物のデータベース化でございますが、市営住宅に関しても、基本的には建設場所ですとか建築年次、それからいつにどのような改修を行ったのかという改修の履歴についてはデータベース化がされておりまして、基本的にはそれに基づいて、次に何をすべきかを検討しているということでございます。

新規にということについて、現状としては新たに何をどうするかというところまでは、申しわけないのですが、今の段階ではまだ進んでいない状況でございます。

○山田委員

ある程度そういう情報ができれば、ほかの部局でも利用できるのかと思って、こういう質問をさせていただきました。また、高齢者対応だとかユニバーサルデザインのほうも先ほど川畑委員からもお話があったようです。

それでは、公共住宅施設の長寿命化計画が今1年経過しております。その現状をまずお聞かせの上、今後10年これを行うということで、この指標は出ていますが、この中間や最終での評価やチェック項目、またつけ加える点があれば考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

長寿命化計画策定後1年と少し経過をしたところの現状についてでございますが、100パーセントではないのです

けれども、ほぼ計画どおりに今の段階では事業が進められている状況でございます。

あと 5 年後、10 年後のチェックの項目についてであります。当然その時々計画の達成状況、それから社会情勢ですとか入居者の状況などといったものを把握した上で、計画の見直しが必要かどうかについて、そのときに判断をしていきたいというふうに思っております。

○山田委員

小樽市総合計画基本計画では、その中の目標値、例えば建替え改善事業数の実施数 200 戸、住宅に関する情報提供数 4 万 8,000 件、このように押さえてよろしいですね。

○（建設）建築住宅課長

そういった目標を定めてやっております。

○山田委員

それでは最後に、市営住宅、またそれにかかわるこういうようなものが、例えば経営資源としての人材・資材・資金というようなものに匹敵するというので、最近では人材・資材・資金、それに情報が加わり、施設及び利用する人の環境を包括したような経営も求められています。今後、複合化や一元化、用途廃止など、再編整理の検討が考えられるとも思います。また、耐震化、省エネルギー化など、施設の長期利用に対しても、最少のコストで最大の効果を得られるファシリティマネジメントの導入をして、市民の施設の利用促進や維持管理経費の削減、建設部を中心とした市長部局の横断的な一元管理というようなことをお願いしたいと思っております。

最後に、建設部長か、本日は財政部もいらっしゃいますので、財政的な見方もできますので、一言できればお願いしたいと思っております。

○建設部長

施設管理の一元化というお話でございますけれども、一元化することによっていろいろなメリットがあると思っております。ただ、それぞれの施設管理者が一番よくその施設の内容を把握してござりまして、現状の中で我々も市営住宅のことは十分に把握してござりまして、なかなかほかの庁舎のことについては把握しきれない部分がありますので、日常的な管理についてはそれぞれの施設管理者が行っていくのが現実的な対応ではないかというふうに思っております。

ただ、先ほど少しありましたけれども、各施設の内容等については、それぞれの施設管理者が把握しているのですが、建設部としてもこれまでの修繕の対応といったものについては、施設カルテという形で持っていますので、そういったものも活用しながら、各施設管理者からいろいろな要望が来ますので、こういうふうに改善したい、ああいうふうに直したいといった部分については、十分連携とりながらやっていくことは可能ですので、そういった形で今後ともやっていくということで考えております。

○財政部長

このところの予算で示していますように、国から交付金がたまたま 2 年ほど来ております。そういう意味で、市の公共施設の補修面では結構進んだのではないかと考えています。また神風が吹いて、そのような交付金が出てくれることを祈るだけでも。ただ各施設の長寿命化は、いろいろな施設で計画をつくっており、それに向かってやっていくと思っておりますけれども、十分私どもも認識はしておりますので、可能な範囲で進めていきたいというふうには思っています。

○酒井委員

私からは 2 点ほど質問させていただきます。

◎銭函地区の地デジ難視聴対策について

まず 1 点目は、地元の話で大変申しわけないのですが、銭函地区の地デジ化対応についてお伺いしたいと

思います。

今月24日からの地デジ化に伴いまして、銭函地区においても難視聴対策として小樽市も対策を講じてきたと思いますが、どのような地区に何世帯ぐらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

銭函地区の難視聴対策ということで、桂岡地区も含んでおりますけれども、もともと電波状態が悪いということで地元からの要望があって、アナログ中継局を建てたという地区があり、今回のデジタル化においても、同じ対象地区を対象にしてデジタル化を進めます。その際に、これは民間放送局ではございますけれども、無線局の免許申請のときに使用した世帯なのですけれども、桂岡町、見晴町のエリアで約3,081世帯が見えづらい世帯ということで出しております。

町会的には桂岡町で2町会、それから中継局は見晴中継局と言っておりますけれども、実際には銭函地区の町会になるわけですが、約8町会がそういう町会になっております。

それから、デジタル化によって、今まで見えていたのに全く映らなくなるという新たな難視地区は、銭函地区ですけれども、星野町地区の1帯3町会ですが、一部が映らなくなるというのが173世帯となっております。

○酒井委員

星野町に関しては全く映らない世帯が発生したということなのですが、これらの地域においてどのような整備を行ってきたのか。例えばどのような工事なのか、それから幾らぐらい経費がかかって、いつ開局したのかということをお教えいただけますでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

これらの整備の状況でございますけれども、桂岡、見晴中継局については、既存のアナログ中継局になっておりまして、その近くにデジタル中継局を設置しております。

施設そのものは、市とNHKとの共同施設ということで、正確に言えば例えばパンザマストという基本になる柱、それとか送受信空中線というものは共通の施設ということで共有です。それから、送受信機については、NHKは単独でNHK総合とNHK2局、それから市の部分としては民間の部分の5放送局分を共有していると。

そういうことで、工事の中身にしてもNHK単独の部分、共有の部分ということになりますけれども、トータル的には全部の施設として5,300万円ぐらいがかかっております。それで、市の部分については単独施設、それから共有施設については先ほど言いましたとおり、NHKが先行して建てて、先ほど言った放送局の持分比によって、市がNHKに負担するというような変則的な方法をとっているわけですが、それを合わせますと、3,350万円ぐらいが市の事業費ということになっております。

それから、星野町については、ギャップファイラーという電波の届きにくい地域や場所の受信状態を改善する装置で、同じく無線では飛ばすのですけれども、中継局とは少し違いまして、今回のギャップファイラーについては、手稲中継局から電波を受信し、光ケーブルで送信します。場所によっては、そこから対象地域の173世帯の方向に無線で飛ばす仕組みになっておりまして、施設自体は受信施設と送信施設2か所で950万円ぐらいかかっております。

それで、開局の時期なのですけれども、先ほどの桂岡、見晴デジタル中継局については、昨年9月30日が正式な開局ということで、実際には9月中旬にはもう試験電波で、その時点から見えたのですが、正式には9月30日です。それから、ギャップファイラーについても、本年5月のゴールデンウィーク明けには、試験電波を飛ばして見られる状態ではあったのですけれども、正式な運用開始は6月1日としております。

○酒井委員

今後、この施設についての維持費、管理費だとかが発生してくかと思うのですが、銭函地区は地形的な問題もあり、これらの整備、施設によって受信できるところと、地デジ化対応テレビを買ったときに、アンテナを手稲山や宮の沢のほうに向けるですとか、場合によっては小樽市のほうに向けたりと、混雑している地域ではないかと思

ます。私もいろいろと話を聞いていまして、要望だとか意見だとかが上がってきているのです。今後、市としてこれらの方々の話を聞いていただいて、ちょっと問題が起きてる部分もありますので、住民の方と意見交換などにより解決案を上げていただきたいのですが、その部分に関してはどうでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

今後の維持・管理についてですけれども、私も何度か地元関係町会の役員と会って話を聞いたり、それから全体の総会の場でもいろいろとお話を伺っています。今、委員がおっしゃったように、確かにデジタル整備はしたのですけれども、もともとアナログのときから、既に手稲だとか宮の沢から受信できる世帯もあったことや、今回のデジタル化については、手稲が平成18年6月、それから宮の沢は19年11月と、私どもの整備より先にもう開局したということで、既にアンテナを向けなくても、そのまま受信できている世帯があったと。そういうこととか、早く地上デジタルテレビを見たいということで、光ケーブルだとか、アンテナをそちらに向けたという世帯もあるということですよ。

それから、全体的に先ほど言いました対象エリアが広いというような問題もありまして、どうするかという部分については、また改めて町会の皆さんとお話をして、市の内部でもどう方向づけるか、そういう部分は十分検討していきたいということです。

○酒井委員

やはり地元の銭函地区の皆さんは、この問題を結構重視されております。市の対応、それから意見交換会などを積極的にやっていただいて、解決の方向に向かっていただきたいと思います。

◎ファミリー・サポート・センター事業について

次に、ファミリー・サポート・センター事業についてお伺いしたいと思います。

初めに、ファミリー・サポート・センターというのは、どういうものなのかということについて、わかりやすく説明をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリー・サポート・センター事業についての事業の概要なのですが、国の説明では、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業であると説明されております。

○酒井委員

私も少し調べてみたのですが、預ける側と預かる側ということで、そこで子供を見ていただけるという形だと思うのですが、これに関しては、例えば入会金が発生したりですか、登録料が発生したりということはあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

入会金等の話というのは、会員になる時点でということだと思うのですが、その時点では料金等はかからないです。

○酒井委員

登録に関しましては、1回登録すると小学校6年生までずっと自動更新みたいな形でいくのか、それとも1年ずつ更新するのか。例えば、本日登録をして2年間ぐらい経過したときに、妻が入院して子供を預けなければいけないとなって電話した場合、時間がたっているので抹消されていますというようなことはないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

会員の期間については特に定めがないのですが、当然、子供を預ける側の部分につきましては、0歳から小学校6年生までの子供を有する方となっていますので、子供が中学生になると、会員登録されていたとしても利用はできなくなるというふうに思っております。

○酒井委員

それでは、恐らく自動更新という形で、6年生まででしたら対応していただけるという認識でよろしいですね。

それと、ファミリー・サポート・センター事業については、札幌市や恵庭市では既に始まっていて、ちょっと小樽市では遅かったのではないかと思いますので、そのことについて、例えば遅れた理由ですとかということがあれば、教えていただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、小樽市においても以前から検討を進めておりまして、おたる子育てプランの中では、地域における子育て支援サービスの充実の具体的な施策の一つとして、後期計画で開設するというふうになっておりますし、第6次小樽市総合計画でも、前期実施計画で、平成23年度に実施するというふうに決めております。

道内において、既に基本事業の部分については18市、それから病児・緊急対応強化事業については、昨年10月の時点で6市が実施している状況です。ですから、小樽市においても確かに早いほうではないのですが、このような状況の中でこの事業を進めていきたいというふうに考えているということです。

○酒井委員

あと、このサービスを受けるに当たりまして、預かる側が講習を受けなければいけないということだと思うのですが、講習は通算何時間ですとか、どのような内容の講習を受けて子供を預かっていくのか。それから、講習する側は、専門の方が講習をしていくのか、その辺のことについて教えていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

会員の部分でございますけれども、まず会員には2種類ありまして、援助を受ける側の会員については依頼会員ということで、子供がいることが前提です。問題は、援助を行う側の提供会員なのですけれども、提供会員につきましては、基本的な部分として、20歳以上で心身ともに健康で積極的に援助活動ができる方ということがまず一つです。それと、ファミリーセンターの行う事業の趣旨を理解して賛同いただける方というのが前提になります。

提供会員につきましては、当然保育士ですとか看護師ですとか、専門の資格がある方ばかりではございませんので、ファミリーセンターの実施する13講座で30時間の講習を受けてもらうことになります。

この講習の内容ですけれども、小児科のドクター、あるいは看護師からは子供の病気やそのときの対応について、それから保育士による子供の世話の仕方ですとか、あるいはその他管理栄養士ですとか社会福祉士、それから日赤の指導員等から、緊急時ですとか、子供の預かり方という部分について御指導を受けてもらうということになっています。

○酒井委員

それで、子供を預かっているという前提で、万が一預かっている最中に子供にけがをさせた場合、例えば小さい子供ですと、口に何かを入れて飲み込んでしまったということも想定されると思うのですが、その場合の補償の内容や賠償責任などの問題などはどのようなになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、責任の所在はどこにあるのかということなのですが、この事業は会員間で行う相互援助活動という位置づけでございますので、依頼会員と提供会員との請負あるいは準委任契約という考え方になりまして、相互援助活動中に生じた事故については当事者間で解決することが原則というか、基本になっております。

ただ、市の事業として制度を進めようということでもありますので、当然、事故が起こらないようにすることが大切なことだろうというふうに考えています。ですから、先ほども話が出ましたけれども、提供会員の講習であるとか、提供会員の適性であるとか、あるいはその部分について会員として承認する際に、十分に見極めていただくことが必要なのかというふうに思っています。

○酒井委員

最後に、私も今子育て中なので、とても素晴らしい事業だと思っています。ただ、どんなにいい事業をやったとしても、市民の皆さんが知らないことには全然役に立たないものになってしまいますので、この事業を積極的に周知して、より多くの方にまずは登録してもらおうということを進めてやっていただきたいと思います。

○佐々木（茂）委員

◎病児・病後児保育について

子育て支援の関係で、私も 1 点お伺いいたします。

病児・病後児の保育についてであります。保育所に通っている子供などの病気又は病気回復期に、看護師や保育士が病院などの施設の専用スペースで一時的に保育サービスを行いますという形の中で、ファミリー・サポート・センター事業の次に書いてございます。平成21年度は未実施、後期計画で 1 か所建設とあります。これについてどういう進行状況なのか、また今後このサービスを行うことができる可能性はどうかという点についてお伺いいたします。

○（福祉）子育て支援課長

病児・病後児保育については、開設に向けて従前から検討は進めてきていたのですけれども、残念ながらいいですか、現在のところ、具体的なスケジュール等はありません。今後についても、引き続き検討をしていきたいと思うのですけれども、なにせ病院と言うか、医療関係の部分と当然連携をしなければいけないということで、子育て支援課単独ではできない、進めることが非常に難しいという事業でございますので、その辺を御理解いただいて、こちらも検討しているのだということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木（茂）委員

いろいろなしがらみと申しますか、制約があつてなかなか見通しが立たないのだというふうに理解いたしました。

◎老人福祉費について

次に、質問を変えます。老人福祉費について、先般も一般質問で御答弁をいただいたのですが、再度、確認をさせていただきます。前年度予算が 9 億 8,489 万 1,000 円だったものが、今年度は 7 億 8,749 万円という形で、多額の減少があったものですから、この内容についてどういう点でこの減少になったのか、再度、お聞かせいただければと思います。

○（医療保険）介護保険課長

老人福祉費の予算が前年度と比較して約 2 億円減少になっている理由でございますが、介護保険の施設整備をする場合に補助金を交付することになりますけれども、平成22年度と23年度を比較してその件数が少なくなったというのが主な理由でございます。

具体的に申しますと、22年度当初では 8 施設の整備予定でありました。内訳としましてグループホームが 4 施設、認知症デイサービスが 2 施設、小規模多機能居宅介護が 1 施設、小規模特養が 1 施設の計 8 施設で 3 億 2,000 万円ほどの補助金を予算計上しておりましたが、23年度は小規模特養が 1 か所、約 1 億 2,000 万円、その差の 2 億円が補助として少なくなったということでございます。

○佐々木（茂）委員

それで、昨年のおちようど今ごろ、8 施設の介護指定の見送りという形があったのですが、国の政権交代の影響で療養病床の存廃決定の見通しが立たないため、やめたということなのですけれども、この辺については今後どういうふうになるのか、見通しとしてはどういふとらえ方なのでしょう。

○（医療保険）介護保険課長

前政権では介護療養病床の廃止の方向を打ち出していましたが政権交代で存続に変更となったということで、こ

これは先の介護保険の法改正がありまして、当面、平成30年3月まで介護療養病床は存続するという形になっております。その間2年、平成28年ぐらいになるかと思いますが、国は今の介護療養病床の実態調査を行った上で存廃を決めたいというふうな方針を示しております。

○佐々木（茂）委員

◎プチ健診について

次に、プチ健診についてお尋ねをいたします。プチ健診の事業がいつから開始されたか、まずはお聞かせください。

○（樽病）事務室長

市立小樽病院で実施しておりますプチ健診につきましては、平成21年8月から実施してございます。

○佐々木（茂）委員

当初どういう形態で始められたのでしょうか。

○（樽病）事務室長

プチ健診の利用方法についてですけれども、希望する血液検査のメニューを券売機から選択していただきまして、検査券を購入という形をもって、受付手続、それから時間短縮などを図りまして、時間に余裕のない方に気軽に検査を利用していただくということでスタートしてございます。

○佐々木（茂）委員

利用状況と開設の効果についてお尋ねいたします。

○（樽病）事務室長

利用実績についてでありますけれども、平成21年度は8月からの実施で、年度の半ばでしたけれども、利用者数は736人でした。22年度につきましては1,027人という状況でありまして、増えてございます。今、この6月末の状態で1,934人となっております。順調な利用をされておりまして、開始時からまもなく2年ということになりますけれども、おおよそ1年間に1,000人の方が御利用という状況でございます。

そういったことでは非常に利用されやすいということで、当初のねらいが当たっているかというふうに思っておりますし、また、なお一層市民の方々の手近なところで健診ができますように、本年の第1回定例会で、病院の表に出ていく出張プチ健診という方法を講じられるように条例も改正していただきまして、今後は小樽病院と、それから医療センターの地域連携室が協力し合って合同健康教室といったものを催す予定でございまして、それに同時に出ていくという形を考えてございます。

○佐々木（茂）委員

◎がん検診について

最後の質問になります。今は、プチ健診について答弁をいただきましたが、次はがん検診についてであります。本年度予算の中で、9月から開始を予定する働く世代への大腸がんの検診ということで予算づけをされておりますが、がん検診の現状と受診率の向上対策についてお聞きします。

がんの予防は早期発見にあると言われておりますので、そのためには検診が最も有効的な対策だろうと思います。そこで胃、肺、大腸など、そのほか種別ごとに対象者の受診率がどのようになっているのか。また、その受診率は他の市町村と比較してどうなのか。例えば他と比べて小樽の受診率が劣っていると、まさっているとか、その辺のことであります。仮に小樽が低いとするならば、受診率の向上対策についてでありますけれども、より多くの人が受診できるようにすることと、それから受診率が低ければ原因は何であるかということを知り、その改善策を講じなければならないと思うのであります。向上対策としてはどのようなことを検討されているのか。一括の形で御質問をさせていただきましたので、御答弁をお願いいたします。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の現状について、幾つか御質問がございました。まず、本市では、健康増進法に基づきがん検診を実施しております。検診は5種類ありまして、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診となっております。なお、胃がん、肺がん、大腸がん検診につきましては毎年の実施、乳がん検診、子宮がん検診については2年に1回という国の指導の中で行ってございます。

まず、本市のがん検診の対象といたしましては、胃がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診は40歳以上になってございまして、乳がんは女性でございまして、職場でがん検診を受ける機会がない市民を対象にしております。また、子宮がん検診につきましては20歳以上の女性で、こちらも職場等でがん検診を受ける機会がない市民を対象としてございます。

それぞれの検診の平成22年度の対象者数と受診者数、受診率でございますけれども、胃がん検診の対象者数は2万7,256人、受診者数は2,181人、受診率は8.0パーセント、肺がん検診の対象者数は2万7,256人、受診者数は3,082人、受診率は11.3パーセント、大腸がん検診の対象者数は2万7,256人、受診者数は4,510人、受診率は16.5パーセント、乳がん検診の対象者数は1万6,747人、受診者数は6,275人、受診率は39.6パーセントです。なお、乳がん検診の受診者数につきましては2年に1回の検診ですので、前年度の受診者数を加えたものとなっております。受診率もその受診者数を基に計算しております。子宮がん検診の対象者数は1万9,237人、受診者数は8,791人、受診率は45.6パーセントです。子宮がん検診についても、受診者数、受診率については2年に1回の検査でございますので、先ほどと同様の考え方に基づいております。

このような数値につきましては現在、集計作業中であり、確定値ではありませんけれども、ほぼこの数値と考えてございます。

それから、他都市との受診率の比較でございますけれども、他都市につきましては21年度の受診率は公表されておりますが、22年度はまだでございますので、21年の数字を基に比較させていただきます。胃がん検診の全道平均は11.8パーセント、小樽の21年度は9.4パーセント、それから肺がん検診の全道が11.9パーセント、小樽市の21年度は13.3パーセント、大腸がん検診の全道が14.3パーセント、小樽市の21年度は16.5パーセント、乳がん検診の全道が27.9パーセント、小樽市の21年度が31.9パーセント、子宮がん検診の全道が30.3パーセント、小樽市の21年度が36.6パーセントです。胃がん検診以外につきましてはやや小樽市が上回っているような状況でございます。

受診率向上の取組でございますけれども、こういった形でやや高いものもございまして、より多くの方に受診していただくことがもう当然でございますので、もっと受けていただきたいと。そういった形で、まず市民がこの検診についてなぜ受けないのか、どういった問題点があるのかということを探るために、保健所といたしましては、22年度から地域保健診断事業で、地域における保健施策の課題を見つけるために基本的な研究事業を始めました。22年度はがん検診の受診率がそう多く増加してございませませんが、それについて市民のアンケートをとってございます。結果といたしましては、多いのが自分にはがんにはならない、いつでも病院へ行けるので検診までは受ける気持ちにならない、そういったことがございました。続きまして、23年度は、今度は市内の医師に対して、市民が受ける方策を考えるために、医療機関側から見たなぜ受けないのかというような調査もしてございます。現在、これは調査中でございます。そういったことをあわせて、22年度、23年度で一定の結果が出た後には、具体的な取組にかかっていきたいと考えております。

なお、これまでも22年度に1度市民調査をしていますので、そういった市民の部分についてはある程度明らかになりましたので、保健所といたしましては広報おたるにがん検診の特集を組むといったこと、それから報道機関への啓発記事の掲載、町会、事業所への受診勧奨の訪問等の取組を行っております。また、本年10月29日には市民向けのがん予防啓発の講演会を医師会と共同で市民センターにおきまして、行う予定としてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。